

平成23年第1回定例会

斑鳩町議会会議録

平成23年2月25日

午前9時30分 開会

於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員 (14名)

1番	宮崎和彦	2番	小林誠
3番	中川靖広	4番	吉野俊明
5番	伴吉晴	6番	紀良治
7番	嶋田善行	9番	中西和夫
10番	浦野圭司	11番	飯高昭二
12番	辻善次	13番	里川宜志子
14番	木澤正男	15番	木田守彦

1, 欠席議員 (0名)

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	藤原伸宏	係長	安藤容子
--------	------	----	------

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	副町長	池田善紀
教育長	栗本裕美	総務部長	清水建也
総務課長	乾善亮	総務課参事	吉田昌敬
企画財政課長	西川肇	税務課長	加藤恵三
福祉課長	佐藤滋生	福祉課参事	清水修一
国保医療課長	西巻昭男	国保医療課参事	寺田良信
健康対策課長	西梶浩司	環境対策課長	栗本公生
都市建設部長	藤川岳志	建設課長	今西弘至

観光産業課長	川端伸和	都市整備課長	加藤保幸
会計管理者	野崎一也	教委総務課長	植村俊彦
生涯学習課長	黒崎益範	上下水道部長	谷口裕司
上水道課長	清水孝悦	下水道課長	上田俊雄
代表監査委員	辰巳忠次		

1. 議事日程

- 日程 1. 会議録署名議員の指名
- 日程 2. 会期の決定について
- 日程 3. 建設水道常任委員長報告について
- 日程 4. 厚生常任委員長報告について
- 日程 5. 総務常任委員長報告について
- 日程 6. 予算決算常任委員長報告について
- 日程 7. 報告第 1号 監査結果報告について
- 日程 8. 議案第 1号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程 9. 議案第 2号 斑鳩町老人医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 日程 10. 議案第 3号 斑鳩町心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 日程 11. 議案第 4号 斑鳩町景観条例の一部を改正する条例について
- 日程 12. 議案第 5号 平成22年度斑鳩町一般会計補正予算（第9号）について
- 日程 13. 議案第 6号 平成22年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程 14. 議案第 7号 平成22年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程 15. 議案第 8号 平成22年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程 16. 議案第 9号 平成22年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第2号）に

ついて

- 日程 17. 議案第 10 号 平成 23 年度斑鳩町一般会計予算について
- 日程 18. 議案第 11 号 平成 23 年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算について
- 日程 19. 議案第 12 号 平成 23 年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算について
- 日程 20. 議案第 13 号 平成 23 年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算について
- 日程 21. 議案第 14 号 平成 23 年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算について
- 日程 22. 議案第 15 号 平成 23 年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程 23. 議案第 16 号 平成 23 年度斑鳩町水道事業会計予算について
- 日程 24. 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて
- 日程 25. 認定第 1 号 町道認定について
- 日程 26. 同意第 1 号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その 1）
- 日程 27. 同意第 2 号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その 2）
- 日程 28. 同意第 3 号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その 3）
- 日程 29. 同意第 4 号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その 4）
- 日程 30. 同意第 5 号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その 5）
- 日程 31. 同意第 6 号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その 6）
- 日程 32. 同意第 7 号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その 7）
- 日程 33. 報告第 2 号 平成 23 年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告について

日程 34. 報告第 3号 平成23年度斑鳩町土地開発公社事業計画の報告について

日程 35. 報告第 4号 斑鳩町国民保護計画変更の報告について

日程 36. 陳情第 1号 奈良社会保険病院の公的存続法案の早期成立を求める意見書提出のお願いについて

日程 37. 陳情第 2号 医師、看護師、介護職員の夜勤交替制労働者の労働条件の改善で、安全・安心の医療介護を求める要望書について

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時30分 開会)

○議長（中西和夫君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名で、全員出席であります。これより平成23年第1回斑鳩町議会定例会を開会いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

初めに、町長より議会招集のあいさつをお受けいたします。小城町長。

○町長（小城利重君） 皆さん、おはようございます。

平成23年第1回町議会定例会の開会に当たりまして一言あいさつを申し上げます。

本日は、当町議会定例会を招集いたしましたところ、議員皆様には、公私何かとお忙しい中お繰り合わせの上ご出席賜り、厚くお礼を申し上げます。平素は、町政諸般にわたり格別のご支援とご高配を賜り、心から感謝を申し上げます。

さて、ニュージーランド・クライストチャーチで22日に発生したマグニチュード6.3の大地震では、日本人を含む226人が依然として行方不明となるなど大変な被害となっております。亡くなられた方のご冥福をお祈りいたしますと共に、日本からも国際緊急援助隊が現地入りし救助活動を展開しているところでありますが、被災者の無事を祈るばかりであります。また、日本と同様に地震国であられるニュージーランドでの大地震は、まさしく対岸の火事ではなく、本町といたしましても、より一層有事における災害への万全な対策をとっていく必要があると考えております。

さて、本定例会は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてをはじめ28議案を本定例会に提出させていただいており、それぞれの議案につきまして、いずれも温かいご審議を賜りまして、原案どおりご承認いただきますようお願い申し上げます。

また、去る2月2日から8日までの5日間、辰巳、中川両監査委員には、平成22年度の定期監査を実施いただき、その結果をご報告いただくことになっておりますが、熱心かつ厳正に監査を賜り、ここに深く感謝を申し上げますと共に、講評の中でお受けいたしましたご意見や指摘事項等につきましては、今後の行政運営を進めてまいります中で十分に配意し、さらに合理的、効果的な行政運営に反映させてまいりますので、よろしくようお願い申し上げます。

平成23年度は、第4次斑鳩町総合計画の初年度となりますことから、この計画のまちづくりのテーマであります「ともに生き、ともに育むまち 歴史と文化がくらしの中

に息づく「新斑鳩の里」を実現するため、町政運営に邁進してまいりますので、一層のご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、平成23年度の施政方針及び提出議案の説明は後刻とさせていただくこととし、簡単でございますけれども招集のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） ただいまから議事に入ります。

本定例会の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程表のとおりであります。よってこれに従い議事を進めてまいります。

まず、日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、議長において指名いたします。本定例会の会議録署名議員には、11番、飯高議員、12番、辻議員を指名いたします。両議員には、会期中よろしくお願いをいたします。

続きまして、日程2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期を、本日から3月18日までの22日間と定めることに、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって本定例会の会期は、本日から3月18日までの22日間と決定いたしました。

続きまして、日程3、建設水道常任委員長報告についてを議題といたします。

平成22年第6回斑鳩町議会定例会において、建設水道常任委員会の閉会中における継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。10番、浦野委員長。

○建設水道常任委員長（浦野圭司君） 皆さん、おはようございます。

それでは、建設水道常任委員会委員長報告をいたします。閉会中の建設水道常任委員会は、去る2月16日、全委員出席のもと開催されました。その概要について報告いたします。

初めに、継続審査案件であります（1）都市基盤整備事業に関することについて、①公共下水道事業に関することについてを議題とし、理事者より、公共下水道工事の進捗状況、また接続申請状況及び平成23年度下水道工事予定箇所についての説明がありました。その内容は、接続申請状況では、申請受付総数は、1月末現在2,227件、平成22年度増加数は204件であること、また新年度の工事予定箇所では、主要な幹線

工事として、稲葉污水幹線、岡本污水幹線の工事予定であること、また面整備工事として、龍田2丁目及び3丁目地区、龍田西6丁目地区、神南3丁目及び4丁目地区、稲葉車瀬1丁目及び2丁目地区、興留4丁目地区等で予定しているとの説明がありました。これに対して委員より、既存の集中浄化槽地区が公共下水道に接続する際、既存の下水管がそのまま使用出来るかどうかの判断についての質疑があり、一定の答弁がされました。本件については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わりました。

次に、②都市計画道路の整備促進に関することについて、理事者より、まず、いかるがパークウェイの進捗状況では、稲葉車瀬区間の道路改良工事は既に完了していること、また五百井、興留区間については、興留地区の地元の関係される方々への説明会の開催を予定し、岩瀬橋から三室交差点区間については警察関係と安全な道路設計についての協議を進めていることの報告がありました。これに対して委員より若干の質疑があり、一定の答弁がされました。本件についても、報告を受け一定の審査を行ったということで終わりました。

次に、③JR法隆寺駅周辺整備事業に関することについて、理事者より、駅北口5号線については、用地交渉中の1件について年度内の契約が難しいことから、当該契約に係る用地購入費、暫定整備工事費等を追加補正し、繰越明許の手续を予定していること、また駅南広場の交番建設現場において産業廃棄物である石炭の燃え殻が発見され、それらの除去に向けて検討中であること等の説明がありました。これに対して委員より若干の質疑があり、一定の答弁がありました。本件についても、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わりました。

次に、3月定例議会提出予定議案についてあらかじめ説明を受けました。

まず初めに、(1)斑鳩町景観条例の一部を改正する条例について理事者の説明を受けました。その内容は、新年度より斑鳩町景観計画を運用することに伴い、現行の条例の一部を改正するものであり、例えば景観計画の区域を、自然景観区域、田園景観区域、歴史景観区域及び市街地景観区域の4つに区分し、また斑鳩町景観審議会を設置していくという内容でした。これに対して委員より質疑があり、景観条例では立派なことが書かれてあるが、当町役場等役所の景観から率先して景観を守っていくよう要望があり、一定の答弁がされました。

次に、(2)町道認定についてを議題とし、理事者より、12路線について新たに認定していくとの説明がありました。これに対して委員より、町道認定予定の道路は建築

基準法等法令上難点のない道路であることの確認があり、一定の答弁がありました。

以上、3月定例議会の付議予定議案については、あらかじめ説明を受けたということで終わりました。

次に、各課報告事項についてを議題とし、初めに、(1)平成22年度斑鳩町一般会計補正予算(第9号)について理事者より説明があり、歳入では、第15款県支出金の緊急雇用創出事業補助金で392万6,000円を増額、第17款寄附金の都市計画費寄附金で3万円を増額補正する。歳出では、第7款土木費の公共下水道事業への支援で944万円の減額補正をする。繰越明許費の追加分としては、第5款農林水産業費の土地改良事業で500万円を、また第7款土木費の道路新設改良事業で1,440万円を繰り越す。繰越明許費の変更分としては、第7款土木費のJR法隆寺駅周辺整備事業で、2,600万円であったのを補正後4,027万8,000円にするとの説明がありました。これに対して委員より、緊急雇用創出補助金の詳細について質疑があり、一定の答弁がされました。

次に、(2)平成22年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について理事者より説明があり、歳入では、公共下水道事業加入負担金で700万円の増額、また現年度分下水道使用料で446万円の増額、また一般会計繰入金で944万円の減額補正を、歳出では、流域下水道維持管理負担金で202万円の増額補正をするものであるとの説明がありました。

次に、(3)平成22年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第2号)について理事者より説明があり、企業債借り入れに伴う利率の確定により、収益的支出では、営業費用の支払利息で125万3,000円の増額補正、また早期に財政健全化が図られるよう金利にかかる負担の軽減を目的とした財政融資資金借入金の繰り上げ償還が承認されたことから、資本的収入の企業債で償還金の財源に充当する借換債として1億6,000万円の増額補正、資本的支出の企業債償還金で繰り上げ償還分1億6,450万円の増額補正を予定しているとの説明がありました。

次に、(4)斑鳩町マスタープラン策定についてと(5)斑鳩町景観計画の策定について理事者よりまとめて説明がありました。ここまでの(1)から(5)までにおいては、委員から特段の質疑はありませんでした。

次に、(6)一般国道25号斑鳩町歩道設置事業についての説明があり、現状地権者の9割近い方々より境界立ち会いの印鑑をいただき、事業は進捗しているとの説明があ

りました。これに対して委員より若干の質疑があり、一定の答弁がされました。

次に、（７）平成２３年度新規事業についての説明があり、農地基本台帳整備のために電算システムの更新、また都市計画用途地域の変更による都市計画図の修正、また浸水対策基本計画の策定、また小田原市との友好都市提携に向けた交流イベントの開催、また三井浄水場計装設備の更新、また北部配水池の改修等についての事業の内容とその予定金額の説明がありました。これに対して委員より若干の質疑があり、一定の答弁がされています。

その他の報告では、２月１９日・２０日の両日に斑鳩市が開催されることについて説明がされました。

以上が閉会中の建設水道常任委員会の審議内容の概要です。詳細につきましては、会議録をご覧くださいませれば幸いです。

以上をもちまして委員長報告を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 次に、日程４、厚生常任委員長報告についてを議題といたします。

同じく閉会中における継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。１２番、辻委員長。

○厚生常任委員長（辻 善次君） それでは、去る２月１７日に全委員出席もと厚生常任委員会を開催しましたので、その概要をご報告いたします。

まず初めに、継続審査案件であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについて、また各課報告事項の斑鳩町バイオマス利活用推進協議会設置要綱についても関連することから、あわせて理事者に報告を求めたところ、斑鳩町一般廃棄物処理基本計画（案）については、現処理基本計画は３章ですが、平成２０年に示された国のごみ処理基本計画策定指針により計画記載事項が追加されたため６章構成にふえているのと、５年計画であったものが平成２３年度から１０年間とし、５年後の平成２７年度を中間年度として見直しを行うこととされています。

また、衛生処理場の老朽化、最終処分場の残余容量の逼迫、資源化に伴う処理費用の増加の３点を課題とし、今後、ごみとして処理する量を限りなくゼロに近づけていくために、「発生したごみを処理する」という考え方から、「生産段階からごみを出さない、資源の浪費、無駄をなくす」ゼロ・ウェイストに重点を置いた考え方への転換を図るため、「ゼロ・ウェイストのまち斑鳩の実現」を基本理念とし、その実現を図るため、「ゼロ・ウェイスト運動の推進」、「資源化の充実」、「効率的・効果的なごみ処理の

推進」の3つの基本方針を定め数値目標が設定されております。本計画策定に当たっては、斑鳩町廃棄物減量等推進審議会の意見を聞かなければならないことから、昨年11月と本年1月の2回審議会を開催し、各委員の意見を聴取されています。また、本計画（案）は3月末には策定し公表したいとのことであり、また当委員会の意見も反映したいとの報告がありました。

次に、可燃ごみの委託処理の進捗状況について報告があり、町のパッカー車から大型車に積みかえる必要があることから、臭気、カラスなどの動物からの危害を防止するために、屋内での積みかえが望ましいことから、余裕を持って作業が出来る広い敷地の最終処分場が今後の財政を考える中で妥当な場所と考え、本年1月25日に地元説明会を開催したとのことで、特に地元からは、交通安全対策、町道157号線にはみ出した樹木の伐採等々の要望を受け、道路管理担当課とも現地確認、協議し、道路整備対策などをもって再度説明に伺い、誠心誠意白石畑自治会と協議していくとの報告がありました。

次に、平成23年度生ごみ分別収集モデル事業については、平成25年度までに生ごみの30%、約3,000世帯が目標とのことで、23年度は約1,000世帯を増加させることから、1月22日開催の自治会連合会新年互礼会で協力依頼をし、現在、1自治会より協力の承諾をいただくと共に、8自治会に対し説明会を開催したとの報告がありました。

次に、斑鳩町バイオマス利活用推進協議会の設置については、斑鳩町バイオマス利活用推進協議会設置要綱及び本協議会委員の委嘱について資料により詳しく説明を受けました。

委員に質疑、意見を求めたところ、昨年10月から実施している剪定枝葉などの分別収集に伴い可燃ごみがどの程度減ったのかなどの実績について、生ごみの分別収集モニター世帯の公共施設での拠点回収場所の増加について、県河川等のごみ収集について、中継基地への持ち込みに対する対応について、不燃ごみとして出されているもののリサイクル及び紙おむつ類のリサイクルについて、町道157号線にごみ収集車の通行がふえることによる交通安全対策等について、業者から出されている交通安全に対する誓約書の効果について、速度制限に対する大型車の運転方法について等の質疑、意見に対し理事者より一定の答弁がされ、また白石畑の方との協議については、地域の方の立場で今後話し合いをするようにとの要望があり、本件については、報告を受け、当委員会として引き続き検討をしていくことといたしました。

次に、3月定例会の付議予定案件について、1として、斑鳩町老人医療費助成条例の一部を改正する条例について、これと関連する各課報告事項の斑鳩町老人医療費助成条例施行規則の一部を改正する要綱について、斑鳩町福祉医療費資金貸付要綱の一部を改正する要綱についてを議題とし、理事者の説明を求めたところ、奈良県の老人医療費助成事業が本年度で廃止され、この県事業の対象者として実施している医療費資金貸付制度の貸し付け対象者から外れることから、その制度において不適切な行為があった者に対する取り扱いについての規定を削除する改正を行うとのことでありました。

次に、2として、斑鳩町心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について理事者の説明を求めたところ、奈良県の心身障害者医療費助成事業において、他の都道府県で療育手帳を受けている方が奈良県の療育手帳の交付申請をした場合、他の都道府県で療育手帳を奈良県の療育手帳とみなし、転入時までさかのぼって心身障害者医療費助成の対象とする改正を行いたいとの説明を受けました。

次に、各課報告事項の1として、斑鳩町高齢者介護予防実施要綱の一部を改正する要綱について理事者の説明を求めたところ、国の地域支援事業実施要綱の一部改正で、一般高齢者及び特定高齢者の名称が変更され、平成23年4月より、一般高齢者を一次予防事業対象者へ、特定高齢者を二次予防事業対象者へ名称を変更する改正。

次に、2として、斑鳩町シルバー人材センターの土地賃貸料の徴収について理事者の説明を求めたところ、シルバー人材センターの土地建物については無償で貸しており、近隣7町の状況を見る中で、シルバー人材センターのない安堵町を除き斑鳩町以外すべて賃貸料を徴収していることから、平成23年度から路線価に基づき算出した年額53万8,000円を徴収する予定であること、また制度補助金の額より90万円上乗せした補助金を予定しているとの報告を受けました。

次に、3つとして、斑鳩町国民健康保険について、平成23年度以降の改正内容について説明があり、出産育児一時金支給額の改正では、現在の経過措置の終了後も引き続き1児に対し39万円を支給する改正と、課税限度額を現行の最高額73万円を77万円にする改正で、いずれも平成23年4月1日から適用を予定されており、関係法律の成立、公布の時期により3月議会への上程が出来ない場合は専決処分での対応をお願いしたいとのことに対し、町民に深くかかわる問題なのに論議が出来る場がない、限度額変更に伴う対象人数等の質疑、意見があり、理事者より一定の答弁がありました。

次に、6つとして、斑鳩町子宮頸がん予防ワクチン接種費用助成金交付要綱について、

7つとして、斑鳩町小児用肺炎球菌ワクチン接種費用助成金交付要綱について、8つとして、斑鳩町b型インフルエンザ菌（H i b）ワクチン接種費用助成金交付要綱の一部を改正する要綱について、資料に基づき一括して理事者より説明後、H i bワクチンの対象人数と遡及されている状況について、中学3年生の子宮頸がん予防ワクチン接種の対応及びワクチン接種に対する学習について等の質疑、意見があり、理事者より一定の答弁がされております。

次に、10番として、平成23年度新規事業については、平成23年度当初予算（原案）の概要に基づき詳細に説明がされ、委員より一定の質疑、意見があり、理事者より一定の答弁がされております。

次に、11として、平成22年度斑鳩町一般会計補正予算（第9号）について、12として、平成22年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について、13として、平成22年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、いずれも主に決算を見る中での補正で、委員より、広域入所の状況について、国の算定ミスによる調整交付金について町が把握している状況と今後いつ整理されるのかその流れについて、包括支援センターの職員異動による精算について等の質疑、意見があり、一定の答弁がされました。

次に、その他について各委員に質疑、意見を求めたところ、敬老会の催しについての要望がありました。

以上が閉会中に開催いたしました厚生常任委員会の概要です。なお、詳細につきましては会議録をご覧くださいませようお願いいたしまして報告いたします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 次に、日程5、総務常任委員長報告についてを議題といたします。

同じく閉会中における継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。5番、伴委員長。

○総務常任委員長（伴 吉晴君） 2月15日、全委員出席のもと総務常任委員会を開き、閉会中における継続審査案件及び総務常任委員会所管に係る事案について報告、説明を受け、必要な審査、質疑を行いましたので、その概要についてご報告いたします。

まず、継続審査案件であります斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてであります。

初めに、理事者より斑鳩文化財センターの運営について説明がなされ、昨年3月20

日開館から本年2月13日までの入館者総数は1万2,331人で、開館以来279日間開館し、1日当たりの入館者は約44人となっている。なお、この期間中における平日の入館者は5,143人、開館日数175日で、1日当たりの平均入館者約29人であり、また、土・日・休日の入館者は7,188人、開館日数104日で、1日当たりの平均入館者は約69人となっているとのことでもあります。今後も、より一層の来館者の増加を図るために、町内外に情報発信していくとの報告がなされました。

次に、「冬季企画展 聖徳太子も見た壁画か？ 法隆寺若草伽藍跡西方の調査出土品展」を2月24日から3月29日までの34日間を会期として開催を予定しており、この展示会の内容は、平成16年度の法隆寺南大門の東側門前広場整備に伴い実施した発掘調査において出土した飛鳥時代の焼けた壁画片を含む壁土や瓦が大量に出土したことから、聖徳太子が建立した法隆寺が罹災したことを証明する重要な調査成果として当時大変注目されたものを展示するとのことでもあります。

また、この展示会期間中には、当展示会への理解を深めていただくため、斑鳩文化財センター映像ホールにおいてミニ講演の開催を考えている。そして、この展示会期間中に合わせ、3月12日午後1時から樋口センター長、3月27日午後1時半からは奈良大学の坂井教授を迎えて、中央公民館にて歴史講座の開催を計画しているとのことでもあります。

続いて、史跡中宮寺跡の整備についてであります。去る2月4日に、昨年12月に引き続き史跡中宮寺跡整備検討委員会の大脇委員長による現地指導を受け、年度末に向けた今後の発掘調査への指導を受けたとのことです。また、3年間の史跡中宮寺跡の整備に伴う発掘調査を総括する意味からも、史跡中宮寺跡整備検討委員会を開催して、今回の調査成果を報告し、委員の方々の指導を受け、報道機関への発表を行い、現地説明会を開催していく予定であるとの報告がありました。

委員より、おおよそ1年間を通じての文化財センターの入館者については見込みどおりになっているが、ランニングコストの方は見込みどおりに進んでいるのか、中宮寺遺跡の整備計画はどのようになっているか等の質問があり、理事者よりそれぞれ答弁がなされました。

以上が継続審査案件に関する概要であります。

続きまして、3月定例会の付議予定議案について当委員会所管にかかわるものとして、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に

ついて説明がなされました。

続きまして、各課報告事項であります。

初めに、平成22年度斑鳩町一般会計補正予算（第9号）について、総務委員会が所管となる項目の説明がなされました。まず、今回の補正では、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,341万3,000円を減額し、歳入歳出それぞれ83億6,765万1,000円とするものであるとの説明がなされました。委員より、町民税が減少した理由について、財政調整基金等の減額について質疑等があり、理事者より一定の答弁がなされました。

続きまして、峨瀬自治会集会所建設に伴う損害賠償請求事件についてであります。最高裁判所において平成23年1月14日判決があり、町の主張が認められ、町の全面勝訴が確定したとの報告がありました。委員から一定の質疑があり、理事者より一定の答弁がなされました。

次に、斑鳩町行政組織規則の一部改正についてであります。第4次斑鳩町総合計画の大きなテーマである「住民の参加と協働によるまちづくりの推進」に取り組んでいくため、またコミュニティづくりの充実を図っていくために、平成23年4月1日から総務課に新たに「協働のまちづくり推進係」を設置するとの説明がなされました。委員から、新しくできる協働のまちづくり推進係の体制について、従来の秘書係の中でなかった「ボランティア団体やNPOの育成支援に関すること」の業務内容についてなどの質疑があり、理事者から一定の答弁がなされました。

次に、臨時職員の賃金の改定についてであります。臨時職員の賃金は、奈良県の最低賃金が昨年10月に引き上げられたこと、民間の賃金の動向、あるいは近隣の市町村の状況を勘案し、平成23年4月から賃金の改定を考えているとの説明があり、具体的にはすべての職種において時給で20円、日給で160円、月給で3,200円の引き上げを考えているとのことであり、委員からは、臨時職員のボーナスについて元に戻してはどうか等の質疑があり、理事者から一定の答弁がなされました。

次に、平成23年度税制改正（地方税関係）の概要についてであります。昨年の12月に政府の税制調査会で取りまとめられました平成23年度税制改正大綱のうち、地方税に関係するものについて理事者より説明があり、施行日については、関係する法令の改正内容の詳細について今後確認作業を行うが、法令の施行日に町税条例の施行日を合わせる必要があることから、一部の条文改正については平成23年3月31日付で専決

処分しなければいけないことも生じるとのことです。委員から一定の質疑があり、理事者から一定の答弁がなされました。

次に、インフルエンザに伴う学級閉鎖についてであります。2月15日現在の状況で、斑鳩西小学校の3年1組が1月24日に30人中7人の感染者が確認され、翌日の1月25日から5日間学級閉鎖を行ったことと、斑鳩東幼稚園のあお組が1月25日に36人中6人の感染者が確認され、翌日の1月26日から5日間学級閉鎖を行ったこと、今後も養護教諭や担任教諭を中心に、児童・生徒にうがいや手洗いの励行、保健だよりによる学校等における感染防止に努めるとの報告がなされました。

次に、平成23年度新規事業等について総務部関係の説明がなされた後、教育委員会関係の説明がなされました。委員から、地域交流館の整備計画について、中央公民館の改修計画について、消防車両の耐用年数について、放課後子ども教室と学校支援本部事業との町の考え方について質疑があり、理事者から一定の答弁がなされました。

次に、統一地方選の日程についてであります。奈良県知事選挙は3月24日告示、4月10日投開票、奈良県議会議員選挙は4月1日告示、4月10日投開票、斑鳩町議会議員選挙は4月19日告示、4月24日投開票を行う予定になっており、斑鳩町議会議員選挙の立候補予定者説明会については、3月17日午前10時から役場の地下大会議室で行う予定であるとの報告がなされました。

その他として、斑鳩町町民体育大会の開催についての報告がなされました。開催日は5月22日（日）で、地区説明会は3月12日（土）午後7時から中央公民館大ホールにおいて開催を予定しているとのこととあります。

委員から、その他として、町立小学校・中学校の30人学級の推進について、町立図書館の貸し出し・リクエスト資格について等の質疑がなされ、理事者より一定の答弁がなされました。

以上が閉会中における総務常任委員会の審査内容についての概要報告であります。なお、詳細につきましては会議録をご一読いただきますようお願いいたします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 次に、日程6、予算決算常任委員長報告についてを議題といたします。

同じく閉会中における予算決算常任委員会の継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。7番、嶋田委員長。

○予算決算常任委員長（嶋田善行君） 2月18日、全委員出席のもと予算決算常任委員会を開催し、当委員会所管に係る補正予算等について審議いたしましたので、その概要についてご報告いたします。

それでは、まず初めに、平成22年度斑鳩町一般会計補正予算（第9号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,314万3,000円を減額し、歳入歳出を83億6,765万1,000円とするもので、その主な内容は、歳入では、個人住民税、法人住民税等町税の減額、保育所運営費負担金において、私立保育園の広域入所の国庫支出金及び県支出金が当初見積もりを下回ったことによる減額等、また国民健康保険の保険基盤安定負担金の確定に伴う国庫支出金及び県支出金の増額やふるさと納税による寄附金の増等であります。

歳出においては、本年3月末退職予定者8名分の職員退職手当負担金の増、社会福祉総務費で国民健康保険事業への支援において保険基盤安定繰出金及び国保財政安定化支援事業繰出金の確定による増額、心身障害者医療費の助成、重度心身障害者老人等医療費の助成、介護保健事業への支援においては、いずれも当初見積もりを上回ることによる増額、また後期高齢者医療費では、市町村公費負担額の概算額の確定により療養給付費負担金の増額、公共下水道事業への支援において接続件数の増加による収入増による減額、また平成22年度の定時償還に係る利子支払い額の確定による公債費の減額等あります。

なお、今回の補正予算に要する財源として、予備費7,244万円を充当するものであります。

なお、今後、あわ保育園の給食室のオープンの故障による緊急購入費として130万円、JR法隆寺駅交番用地から掘削された石炭殻306立方メートルの処理費用として1,457万8,000円が必要となるため予備費を充当予定とのことであります。

また、繰越明許費としまして、測量等の立ち会い作業等の委託料500万円、パークウェイ取り付け道路の用地買収に係る委託料や公有財産購入費1,440万円、雨量観測システムの導入費300万円、そしてJR法隆寺駅周辺整備事業において、年度内買収予定2筆のうち1筆の公有財産購入費等を次年度に繰り越すことにより、繰越額を2,600万円から4,027万8,000円に変更するとの報告がなされました。

委員より、裁判費用の総額とその内訳について、ふるさと納税の額について、保育所運営負担金の減額の原因について等の質疑がいたされました。

次に、平成22年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。これは、保険基盤安定繰入金及び財政安定化支援事業繰入金の確定と、この確定による国庫及び県支出金の補正、退職被保険者等に係る療養給付費の年度末を見越した中の補正と、この増額に伴う歳入における療養給付費等交付金の補正、そして今回の補正予算において歳入が歳出を上回ったことによって生じた財源を歳入欠かん補填収入に充当する補正となっており、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,380万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ34億1,782万1,000円とするとの報告がなされました。

続きまして、平成22年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）案について、歳入においては、当初見込み額120件の接続申請が12月末現在で190件の申請があったことから負担金700万円、下水道使用料で446万円の増額、県への下水道処理費用分を差し引いた額944万円を元利償還金の財源に充当するため一般会計繰入金で944万円の減額、歳出においては、下水道への放流量が増加したことにより、流域下水道維持管理負担金202万円の増額となり、歳入歳出それぞれ11億8,619万7,000円とするとのことであります。

次に、平成22年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。年度末での介護給付総額を見込む中で、現予算額を上回ることによる予算補正であり、既定の予算総額にそれぞれ4,969万4,000円を増額し、歳入歳出それぞれ16億8,712万7,000円とするとのことであります。

次に、平成22年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。この補正については、企業債の金利にかかる負担の軽減を目的とした財政投融资資金借入金の繰り上げ償還が承認されたことにより、昭和61年3月に1億4,600万円、利率6.4%、昭和60年3月に2億1,500万円、利率7.1%、昭和61年3月に2億6,900万円、利率6.3%を借り入れた3件の未償還額1億8,813万円を、低金利の企業債で償還金の財源に充当する借換債1億6,000万円を借り換えすることにより約2,341万円の利子軽減となることで、収益的支出で125万3,000円、資本的収入で1億2,500万円、資本的支出で1億6,450万円のそれぞれの増額補正、企業債の配水施設整備事業の限度額6,000万円を2,500万円に、借換債を新たに1億6,000万円追加するとの報告がなされました。

以上が当日の概要報告であります。詳細につきましては、会議録をご覧ください

ようお願いいたします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 以上で、閉会中における各委員会の委員長報告が終わりました。

次に、日程7、報告第1号 監査結果報告についてを議題といたします。

辰巳代表監査委員の報告を求めます。辰巳代表監査委員。

○代表監査委員（辰巳忠次君） それでは、先日実施いたしました平成22年度定期監査結果につきまして、監査委員を代表いたしまして要点のみお手元の定期監査結果報告書の記載を少し補足して説明申し上げたいと思います。

監査結果報告書の記載どおりでございますが、まず2ページ、監査の概要でございますが、監査の実施期間、記載のとおり、2月1日ありまして、このほか、私・監査委員のから2月8日まで延べ5日間でございます。これは、直接監査手続を実施した日数で事務所、オフィスの方で、色んな分析だとか、あるいは書記を通じて色んな補充資料の徴求であるとか、あるいは結果報告のまとめ、監査調書の整理、あるいは監査意見の形成、報告文の作成と推敲、色んなものにかかなりの日数を要しておりますが、含めてはおりません。

監査の実施は、監査委員、私と中川委員の2名、それに事務局の書記を含めました3人でございます。

監査の対象は、記載のとおり、全部局、それから平成22年度4月1日から12月末までの予算の執行、事業の管理、財産の管理の各状況でございます。

監査の目的、着眼点は、記載のとおり、監査対象項目の適否を確かめるため、通常の監査手続及びその他の監査手続を実施いたしました。

監査の結果、3ページの中段でございますが、少し読み上げてみます。監査の結果、1、予算の執行状況であります。「監査の結果、監査の対象となった各課等の予算にかかる財務に関する事務は以下のとおり適正に執行されているものと認められた。また、帳票、証憑の管理も内部牽制が良好に働いており、各会計数値とも正確に記帳されているものと認められた」。これが予算の執行状況の監査結果でございます。それから、15ページの中段のところでございますが、同じく財産管理の状況。この監査結果でございますが、「概ね適正に処理されているものと認められる」。以上が監査の結果でございます。

続きまして、3ページの下段以降でございますが、具体的な状況でございます。まず、（1）一般会計の執行状況でございます。収支の状況でございますが、記載のとおりで

あります。3ページの下から7行目ぐらいから書いておりますが、歳入の執行率は前年比1.3ポイント上昇、それから歳出につきましては逆に1.1ポイントの減少となっております。ここ3年間毎年定期監査の時点では、歳入の執行率は上がって歳出の執行率は減ってきておるといってございまして、その結果、年度途中の資金繰り、資金の執行状況でございまして、平成20年度では、12月末現在、基金からの繰替運用で流用しておりましたのが15億6,000万円、それから昨年度は7億300万円の繰替運用がございましたが、今年度は2億5,000万円にとどまっているということで、年度中の資金繰りの状況は、少し余裕が出てきておるといってございまして。

それから、歳入の状況でございまして。3ページの一番下から4ページにかけて歳入の状況でございまして、まず町税でございまして。町税は、ずっと減少傾向が続いてございまして、予算ベースで見ましても、平成19年度が32億100万円が平成22年度では29億600万円と、この間、2億9,500万円町税の当初予算は減っております。

また、調定額につきましては、平成19年度32億9,700万円が平成22年度では29億8,600万円、同じく3億1,100万円調定額が減っている。調定額につきましては、何というんですか、不納欠損処理と背反する面がございまして、不納欠損処理を多く処理しますと、それだけ滞納繰越額が減りますから、調定額が減ってくる、そういうことであります。だから、この辺は、必ずしも単純に比較してあまりそれを参考にするというわけにはいかない面もございまして。

収納済額でございまして、こちらの方は24億4,100万円、22億5,000万円、この4年間で同じく2億3,500万円減ってきておりますが、これはずっと平均して減ってきておるのではなしに、20年度は1億9,000万円の減、21年度は逆に3,300万円増加しております。それから、平成22年度は、12月末現在で前年比7,800万円減と、これは減少したりふえたりしてきておるような様子でございまして。

対調定額に対する収納率でございまして、これは74%を挟みまして、74%を少し超えた年度もありますし74%を割っている年もあります。平均すると約74%で、当年度は12月現在73.9%ということで、前年比0.8%上昇しております。これは、必ずしも収納がよくなったということだけではありませんで、そこに書いてありますように、特別徴収ですね、色んな天引きで入ってくる特別徴収、公的年金の特別徴収、こ

れは国民健康保険税も含めまして、4ページの真ん中ごろに書いてありますが、12月の特別徴収税額が、前年は1月に入ってきたものが当年度は12月にそのままその月度に入ってきておるということで、やや収納率がそういった理由で上がっている面もあります。だから、その辺は単純に比較は出来ないような要因がありますので、年度末になってみないと、本当に上がったかどうか簡単には言えない。しかし、現状ではそういうことになっております。

町税の今後の見通しは、一応このぐらいで下げどまりであるかというふうに町の方も見ておられるようでありまして、平成23年度は本年度ほど予算も落としておられまして、2,720万円の減収予算を組んでおられるようであります。いずれにいたしましても、町税の減少傾向は続いておるということでございます。

それから、4ページの下、その他の税収でございますが、これは地方譲与税以下の6税目、これは言ってみれば、町の方で管理出来るような税目ではありません。これは、国であるとか県の方から回付されてくる、この辺の言葉で言いますとあてがいぶちのお金であります。これは管理出来ません。この方も、景気の状態もありまして、ここ4年間の趨勢を見ますと、やはり減少傾向が続いておりますが、わずかでありまして、わずかの減少。平成19年に比べまして700万円減少しておるだけということで、減少傾向は続いておりますが、こちらはわずかな減少であります。

それから、5ページから地方交付税であります。これは、先ほどのように町税は7,800万円減収になっておりますが、地方交付税は、記載のとおり、1億9,500万円ほど前年対比で増収になっております。これですじつまが合っておるということになるわけですが、いつも申し上げてますとおり、国の税収もどんどん減って、ものすごい今は国の税収は、景気よかった時代に比べますと5割ぐらい減っているんですかね、主要税目で。そんな状態でありますから、それを財源にした地方交付税は、町の見通しでいきますと、本年度と同額程度の趨勢を見ておられますが、これは地方交付税制度、国の色んなそういう制度が変わらんことには、地方交付税特別会計は借金づけで運用をしておるとい状態だと思います、多分ね。だから、こんなものが続くのかどうか、気になるところでございます。

それから、6ページ、分担金・負担金、上のところでございますが、記載のとおりでございます。特別に申し上げることはございません。

それから、6ページのちょっと上段以下、使用料・手数料でございますが、記載のと

おり、毎年申し上げておるんでございますが、町営住宅の家賃滞納額が、そこにも書いてありますように、金額ベースでちょっと滞納額がふえてきておる。これは、滞納の件数、戸数というんですか、入居者の戸数は減ってきておるんですが、2件ほど長期滞納の方がおられまして、その方の滞納額がどんどんふえてきておるということで、結果的に全体として見れば滞納額がふえたというようなことでございます。そうした長期の滞納の解消には、どうも見ている限り、てこずるような感じがいたします。しかし、規定どおりに厳格な手順を踏むべきであろうかと思えます。入居者の方の色々な生活を考えると、そんな簡単にいかないかもわかりませんが、そういった不払いというのは、連鎖反応で蔓延するというようなことになると、そういったモラルの低下的なことが起きるかもしれません。だから、ある程度厳格にするべきではないかと思えます。

それから、6ページの下の方、ごみ手数料、事業者のごみ処理料でございますが、これは一時、事業所のごみは受け入れましてから後日、後払い方式をやったんですが、それは手数料がかかるし、これでいいのか、それから処理コストの方が受け入れ手数料よりひよっとしたら高いのではないかというようなことを前にちょっと少し申し上げたことがあるんですが、そんなことから、今は前払い制というのかな、そういうごみ袋制に変えられましたので、若干それが効果を見ましたのか、ごみ量が減少しているということで、効果があったのかというふうに思われます。

それから、国庫支出金・県支出金、その他の歳入、あるいは町債、この辺は記載どおりでございます。特に申し上げることはございません。

それから、8ページ以下、歳出の状況でございます。これも、若干執行率高い、あるいは低いがありますが、特段に問題となるような点はないだろうと思えます。

それから、10ページの下段からでございます、特別会計でございますが、まず国民健康保険事業特別会計でございます。11ページの上のところからの記載どおりでございます、調定額で8,202万円の減。それから、調定額は減少しておりますが収納済額は逆に195万円増加しております。この辺は、先ほど申し上げましたように、不納欠損処理が進んで繰越滞納額の調定額がその分減りますと、調定額は減るけれども収納額はそんなに減らない、あるいはこのようにふえるというようなことになってくるわけですね。結局、前年度決算で7,202万2,000円不納欠損処理をなさっておりますので、その結果繰越調定額の滞納繰越額が5,615万円前年より減少しております。これを、収納率あるいは収納済額も上昇しておりますが、そういった面を修正しま

すと、収納率も57.2%、前年比4.8ポイント上昇となっておりますが、これ私の計算では、54%程度、それより若干下回るかという数値になるのではないかと思います。本年も不納欠損処理、約5,500万円ぐらい見込んでおられるということでございます。不納欠損処理が進めば進むほど収納率は上がってくるという結果が出るものかと思われまます。

そのぐらいのことでございますが、ただ国民健康保険特別会計は、色んな制度の改廃があつたりしますので単純には比較が出来ませんが、収納額はここ最近4年間ほどを見ますと、若干の減りかなということ。予算ベースではかなり減っているんですが、収納額では若干の減り。全体といたしましては、しかし保険給付費は、そこにも書いてありますとおり、やっぱり増加傾向である、わずかではありますが増加傾向である。歳出が減ってきておるといふのは、制度の改廃がありまして、後期高齢者医療制度が新設されたりしまして、そういった他の制度への支出金だとか、色んなそういったものがふえたり減ったりする。今のところ減っておるといふようなことで、歳出全体が抑えられた結果になってきておる。これは、この辺は、制度がどうなるかでころっと変わります。

しかし、その11ページ真ん中のところに少し書いてあるんですが、最後のところにも書いてありますように、被保険者、国保加入世帯数は減少しておる。197世帯の減少。それから、被保険者数は62人減少と。こういう具合にして加入者の方は減ってきておる。しかしながら、その真ん中の辺に書いてありますように、支給決定件数は増加、それから給付額も増加。そういう具合に年々相変わらずそういう保険給付費はふえていく。そういったようなことになっておりますので、制度がどない変わるか、例えばもう町でなしに府県単位で国民健康保険を運営するとか何とかいふようなことがちらっと出てきたりしてしますので、その辺がどうなるか不明ではっきりしたことは言えないと思いますが、このままの状態が続くとすると、やはりそういった保険給付はふえていくということ十分に考慮した、何というんですか、運営協議会あるようでございますが、その辺はよく研究なさってということになるだろうと思ひます。

それから、老人保健特別会計でございますが、これは既になくなっておる制度であります、過年度のものが遡及されて請求が回ってくる。当年度のようにかなりな金額が回ってきたりすると、古い年度の支出が出てくるというようなことがあります。しかし、これは、そういったことで平成22年度限りでこの特別会計は廃止されまして、あとは遡及請求がありますと一般会計の方で対応するということになっております。特段の間

題はないと思います。

それから、後期高齢者医療特別会計、この方も記載のとおりでございます。特段の申し上げることはございません。ただ、わずかではありますが、やはりこちらの方も滞納額がちらほらと出てきております。その最終は、結末どうするのか。これは広域で運営されておりますので、どういうふうに徴収不能部分はなるのかわかりませんが、そういったものが目につく、若干あるかなという感じであります。

それから、龍田財産区特別会計、記載のとおりでございます。

それから、公共下水道事業特別会計。先ほども申されておりました、予算常任委員会報告で言われておったんですが、この議会で歳入の方の増額補正をなさるようであります、1,200万円が1,900万円になるということではありますが、これ12月末現在で既に1,900万円の加入負担金収入が、加入金収入があります。さらに1月にはプラスすること14件、14件の新規加入がありました。1月現在で既に2,030万円に達しておるということで、結局、そこに書いてありますとおり、最終決算になりますと、当初予算の倍近い金額の歳入になるかと思えます。

歳入の予算というのは、単なる見積もりでありまして、歳出はそれを超えて支出することは出来ませんが、歳入というのはあくまでも見積もりでありますから、見積もりどおりにはいかない。しかし、可能な限り合理的で正確なものでなかったら困ることになるんですが、この役所の予算ということでなしに色んなほかの団体、あるいは企業あたりの予算、企業でも予算で管理してないと経営が出来ないということで、色んな事業会社でも予算制度で、売り上げ予算だとか何とか予算、支出は支出で原価が幾らというふうに予算を決めてそれを守らすようにしておりますが、企業の収入の予算は、必ずそれは達成目標です。それを達成しないとうちは赤字になってしまうという数字を出しておりますから、必ず達成せないかん。

ところが、役所の予算というのは必ずしもそうでないようでありまして、ある程度かたい数字、歳入にその財源を使うわけですから、あまり当てにならん数字は持ってこれないんですが、今言うように、ちょっともう少し見込んでもいいのかなあと。努力目標でなくても、まあちょっとその辺をすり合わせた、多少、もう少し、かたいかたい線よりもうちょっと一工夫したラインでもええのではないかなというようなことをそこに多少書かせていただきました。そういったこと以外にあまり大した問題も何もございません。

それから、介護保険事業特別会計でございますが、記載のとおりでございます。ただ、こちらの方も保険給付費は非常に勢いよく伸びてきております。将来、収支バランスを維持するには注意をしていかなければならないということではないかと思えます。

それから、14ページ、水道事業会計でございます。収益的収支、資本的収支というふうに2本立てで書いておりますが、収益的収支ですね、損益、儲かったか損したか。非常にずっとここ近年経営成績は好調でありまして、給水収益はもう伸びない状態になってきておりますが、非常に経費の節減とか、あるいは先ほどおっしゃっておられたように、報告もありましたように、企業債の利払いが減ってきていると。色んなそういう要因がありまして、損益状況は非常に良好であります。当期も、そこに書いてありますように、前年比相当上回る利益を出すような決算になるのではないかというふうに思われます。当面、だから赤字になるようなことは、よほどの事情のない限りないのではないかというふうに見られます。

資本的収支は、資本収入から資本支出を引いたものでありますが、記載のとおりであります。特に資金の面につきましても、資金繰りが逼迫するということも当面ないだろうというふうに思われます。

それから、最後15ページ以下でございます。報告に添える意見。これは、毎年少し申し上げてるんですが、斑鳩町の監査規程第12条第1項、あるいは地方自治法第199条第10項に、監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認められるときは、監査の結果に関する報告に添えて意見を提出することができる。組織及び運営の合理化に資するため、監査結果に関する報告に添えて意見を提出することができるという、その規定によりまして「報告に添える意見」ということで少し書かせていただいておりますが、報告に添える意見でありまして、決して事務事業の執行上に問題があった、不正やずさんな面があったという意味ではございません。そういったことでご理解をいただきたいと思えます。

1番、事務事業の絶えざる見直しでございますが、地方の財政の運営というのは、本来地方独自の財源で全部を賄えれば一番いいんですが、そうはいかない。なぜそうなるかということ、地方がおやりになる仕事は、もちろん住民のいろんなことを、欲求を充足していくと色んなことをやらなければならないんですが、国の施策、あるいは国の制度、これを地方が実践するというのが非常に多い。福祉関係であるとか、あるいは教育であるとか、あるいは景気対策であるとか、こういったものは全部国の施策や制度であるけ

ど、それを地方がやると、実践するということになりますから、国からそういったひもつきのお金を受けて実践していくということでもありますから、なかなかそれがまぜくちやになっておるので非常にややこしい。

当町の場合も、平成22年度当初予算が一般会計86億7,600万円ということになっておりますが、そんな中から、公債費であるとか、あるいは予備費をのけますと、事業費は全部で72億円ほどになるんですね。そのうち町の固有の収入は、町税で29億円、それから使用料、手数料で2億円余り、合計で31億円余りにしかならない。72億円のうち31億円が町独自の財源ということになる。あとは、交付税は、その特定というんですか、ひもつき財源ではありませんが、何というか、自主財源というのとはわづか。

そのうちに、そこに書いてありますように、人件費だけでも15億円。これは正職員だけありますから、これ以外に臨時職員だとか入れると相当の金額。それ以外に決まりきった固定経費が必ずあるはずであります。予算の色々な資料には、事業ごとに全部経費が書いてあって、財源は県、国、あるいは一般財源という分析した積み上げの表がありますが、そこには全部間接費、色々な人件費も配賦したものが入っておりますから、その事業固有の本当の直接経費は幾らかというのはなかなかわからない。そういったものがあるところといった分析も出来るんですが、その辺はなかなかわからないんですが、そこに書いてありますように、色々な国やなんかの事業は、必ず町の財源も一緒について行って事業をせないかん。そうすると、そういったものを引いていくと、もうわずかしかな財源が出てこないんじゃないかと、その計算は出来ないけども、そういったことになるんじゃないかというふうに思われます。

そこで、そうなってくると、なかなか町独自の色々な新しい事業をしていこうとすると、財源が限られてくる。あまり出来ない。そこで、そういったものを、色々なものやっいていこうとすると、色々な既存の事業を見直して行って財源をそこで捻出してこない出来ないんじゃないか。そういうことを申し上げるわけでございまして、新規事業をときどき、そこに書いてありますように、言われることがあるんですが、大口の事業を廃止しましたというのは、なかなかあまり出てこないような感じであります。難しいことであるんでしょうけれども、去年の施政方針にも、「絶えざる事業の見直し」というふうに言うておられます。そういったことを留意して事業はしていかな仕方がないんかなというふうに思われます。

それから、16ページ、2番、リーダーを目指す職員、そういった機運、空気をもう少しつくってはどうかということで、昨年もちよっとこの件は申し上げたんですが、そういったリーダーを目指そう、管理職になろう、あるいは町の業務は私が色んなことをもっとちゃんと執行していきたいというようなそういったリーダー的な気概を持った方、そういった方は、おられるんでしょうけれども、どうもこの係長昇任試験の受験状況を見てみると、本当にそうかなあというふうな、若干危惧はいたします。30代の脂が乗ってくるというような年代の方が、もっと意欲的ということであってもいいのではないかな。

それは、係長職の試験であります、一般職試験、本年度の一般職試験で、資格者は37人おられた。受験資格を、これは一定の勤続年数かなんかで制限されておるようではありますが、37人受験資格者がおられたけれども、受験されたのはわずか7人。そして、最終合格者はさらにその中から2人しか合格しておられない。受験資格者に対する最終合格者、実にこれ数%ですね、37人中2人です。

なぜそうなるかということ、例えば40歳未満では、有資格者26人中19人が女性の方でございます。その中で、19人の女子職員の中でお受けになったのはたった1人だということございまして、女性の職員の比率も上がってきておるということで、そういったことで女性の方が受験なさらないから全体が下がってきているのかなということになるかなと思うんですが、受験率はそんなこと。

それから、合格者が最終2名ということございしますが、合格率も、今、申し上げたように非常に低い。試験の出題・採点は外部へ委託してなさる。その成績を見て合格ラインを何点に引くかということで、合格者あるいは不合格を町の方でお決めになる。だから、ラインを下げれば合格者がふえるということになるんですが、そこまで下げる、相当ひどい点数の人、ちょっと私実態わからないんですが、そうしようと思うとかなりその調整が大変なようなことで、だからその辺の、もう少し意欲を持って、試験も、実態はわからないんですが、合格ラインをあまり動かさないそうでございますので、ということは、接近した点数でかなり上下に大勢の人がおられるとラインは何ぼでも下げられるんやけども、低い点の人ばかり、線が引けないようなところのラインに大勢おられますと、それは引きようがないというようなことになるかもわかりません。実態はわかりませんが、どうもそういう面もあるんやないかというふうに感じたりします。

要するに、そんなことでいいんでしょうか。要するに、日本の学校の制度と一緒にあ

りまして、入るのは難しいけど後は何もせんでええという、日本の学校はそうになっている。それはそれで意味がありまして、余計なことですが、学校が選別してくれるから企業は楽なんです。企業がもう一遍試験する必要がない。だから、あこの学校へ入った人は9割まで間違いないだろうという一つの資質を学校が見てくれているから、非常に具合いい。そういった意味があるんですが、それと一緒にではないかと。採用試験は非常に難しいのをくぐり抜けて入ってきておられる。だから、資質は非常に優秀な人であるはずなのに、その後はそういった勉強をしようとする方が減っていくというようなことばどうかなというような、そういったことを申し上げているわけでございます。

それから、17ページ、最後でございます、秩序的な発注価格の維持について。色々な入札については何回か申し上げたりしておるんですが、よく議会なんかでも、落札率が高いという問題がよく出てきておるわけですが、年々年々予定価格は厳しくなっているようにあります。予定価格がどんどんどんどんと下げられて厳しくなるということは、当然落札率が高くなるわけでありまして、落札率が高いだけをあまり問題にするというのは、それはそれで問題のあれはあるでしょうが、必ずしもそれだけでは完結しない。要するに、競争にならないとだめ。要するに、入札で結果的に輪番式、均てん式に業者が全部が平等に仕事を落としていくということになると、競争が効いてない。だから、必ず落とせない業者がかなりの数があるという、そういった競争条件がまず必要でありまして、まあそれはいいんですが、今、申し上げるのは、そういうことでなしに、大口の工事ではそんな問題はありませんが、色々な単価入札の問題とか、あるいは少額の、随契になるような少額の契約なんかで、入札の結果が予定価格を上回るようなものが出てくる。1回目は全部がペケになってしもて、2回目するときにもう全部が辞退してしもて、誰も入らないというのが時々出てくるんですね。それはいいんですが、それであっても、予定価格で一番低い業者と交渉してそれで受けてもらうということになる。しかし、それは進めていくと、結局、どういうんですかね、そこに書いてあるように、貸しと借りの関係がでけへんのか、あるいはそういった雰囲気、癒着的な雰囲気をつくってしまわないのか。常識的に考えて、わずかな差ならいいけども、わずかな差なら再入札でまた入れてくるだろうと思うんですが、辞退するぐらいということは、差がある。そうすると、それを無理にお願いするということは、何か将来にそれを埋め合わせしないと、なかなか向こうにオーケーしてもらえない。そんなことはあるかどうか分かりませんが、常識的にそうなるんじゃないかと私は思いますのでね、そんなとき

には、何か違う方法で発注価格を引き上げるべきではないか、流用するなり予算を補正するなりして。それが本質的ではないかというふうなふうに思ったりしますので、ちょっとそこを書かせていただいたところでございます。

定期監査の結果は以上のとおりでございます。

引き続きまして、財政援助団体等監査結果報告でございますが、別に財政援助団体等監査結果報告書お持ちであろうと思いますが、財政援助団体に対する監査というのは、地方自治法第199条第7項に、必要と認められるときには、財政援助を与えているものの出納、事務の執行を監査することが出来るということになっておりまして、この規定によりまして財政援助の団体を毎年監査しているところでございます。大口の援助団体は、3、4団体ぐらいに限られておりまして、細かい金額の援助団体まで入れますと相当の数はあるんでございますが、そのわずかな3ないし4団体の中から、輪番的というか、毎年循環的に監査を実施しております。少額のところもまとめて一度監査を実施すべきではないかというふうに考えてはおるんですが、過去はそういう具合にして財政援助団体の監査をやってまいりました。

本年度は、斑鳩町観光協会につきまして監査を実施いたしました。監査の概要、あるいは監査の結果は記載のとおりでございますが、監査の結果は2ページの一番下段に書いてありますとおり、監査の結果、一般社団法人斑鳩町観光協会の補助金に係る出納、その他の事務は、監査を実施した範囲において概ね適正に処理されているものと認められる。それから、3ページの上のところ、3であります。都市建設部観光産業課の補助金に係る事務の執行に対する監査の結果でございますが、都市建設部観光産業課における同団体に対する補助金に係る事務についても概ね適正に執行されているものと認められる。これが監査の結果でございます。

以下、観光協会の運営状況について3ページから4ページにかけまして説明をさせていただきます。特段に説明する点もないんですが、観光協会は、iセンター管理業務と観光駐車場管理業務、それからその他一般管理業務、これを観光協会補助金事業という、要するに事業を3つに分けてしておられます。

その3つの事業の収入でございますが、平成21年度分、決算が終わっております平成21年分で見ますと、91.4%が町の補助金、あるいは指定管理者収入、それで事業を営んでおられます。歳出の方は、支出の方はもうほとんど人件費でございます。トータル事業費は、平成21年度決算の場合3,788万2,000円ということにな

るんですが、そのうち人件費が2,757万5,000円で、実に73%が職員の人件費で事業をなさっておるということで、町が行う観光事業をある程度この観光協会に、代行というんですか、そういった業務を実質なさっているということかと思えます。

それから、4ページ、5ページ、6ページはちょっと少し長くなっておるんですが、若干改善あるいは検討を要する事項、こういうことがあるのではないかということを書かせていただいております。ちょっと説明申し上げておきたいと思えます。

4ページの下のところ、財務会計制度の運用というんですか、要するにここの観光協会の会計でございますが、ちょっと2、3点そこに書いているのは、この辺はどうかというか、間違いではないかというふうに申し上げるんですが、要するに収支会計であります。発生主義を取り入れたような、若干、今、公益法人会計基準というのがあります。非常にややこしい会計の基準を適用せないかん。それは、公益認定を受ける場合は特にそれが必要だということになっているんですが、ここは一般社団法人でありますので、そこまで強制はされませんが、一応発生主義的会計を一部取り入れられて、貸借対照表をおつくりになっている。ところが、貸借対照表の正味財産というのは、要するに繰越資金、資金部分であります。その収支計算書の次年度繰越収支、次年度繰越資金と貸借対照表の正味財産のところの繰越収支差額、これが若干差がありまして、収支計算書の方が多くなっている。これはなぜかという、一部払ったその前の年の税金、法人税、事業税、県民税、これを支出に含めてない。だから、支出の実態をあらわさない収支計算書になっておりまして、その両者が一致しておらない。これは間違いですよということですね。

それから、貸借対照表に未収金、未払金を発生主義で上げておられるんですが、これ未収金とすべきものを未払金のマイナスにしてみたり、未払金とすべきものを未収金のマイナスにしたりというようなものもあります。

それから、そこに書いてあるように、企業会計では費用対収益、対応すべきだということがあるんですが、これは収支会計であります。発生主義会計的な発想でやっておりますので、4月に実施する桜祭能という事業があるんですが、それを4月に、年度初めにおやりになる。ところが、費用は前年度末に支出なさる。そこは、前年度の費用でなしに翌年度の費用であって、貸借対照表ではこれは前払い費用、あるいは前払い金で繰り越すべきものであります。複式会計でいきますとね。それを支出でそのまま落としてしまつてどこも出てこない。あるいは、電話交換機を更新しておられる、入れ替え

ておられる。これは備品の計上をすべきであります、これも費用支出で、そのまま支出で終わっておるということで、結局複式簿記というのは、色んなそういったことで有機的に資産を管理していく、ひもつきで管理していくというシステムになっているんですが、運用はそのとおりになってないですよということを若干申し上げておるところでございます。

それから、5ページの(2) 税務申告。法人税の申告でございますが、法人税の申告手続は非常に、言ってみれば複雑でややこしい。税金の課税所得と会計の利益、あるいは損失とは違うものでありまして、一般の人は、中小企業、零細企業の方は、企業の利益と税金の申告額が一緒だと思われておりますが、そんなことはありません、全然違うものです。税務というのは、あくまでも税務の所得が出ればいい。ただ、税務の所得は、所得は抽象的なものでありまして、金額の計算の仕方というのは法律で決められません。だから、そのために、やむを得ないから法人税法では、企業に、まず決算をしてくださいと、あなた方の決算で法律の法人税法の要件と違うところは修正してくださいというのが法人税の規定なんです。企業の利益とだから違う部分いっぱいありますね。

だから、企業では、先ほども申し上げたように、税金を払う、法人税を払う、あるいは府県民税を払う、あるいは罰金や過料を払うこともあります。これらは、いずれも企業経営上では費用であります。ところが、法人税法上は、こんなものは損金扱いしません。だから、そういったものがいっぱいあります。だから、それは全部法人税では、法人税法施行規則というところで、別表1から20何ぼまで、それはまた枝番がいっぱいについて、ものすごい別表があるんですが、その別表で、企業の利益と法人税の申告所得の差を調整していくという手続をすることになっている。

だから、本当は、ここの税務申告も、ここの総会、要するに全体で決める。そこで確定させた決算をもとにして、それから今の法人税法の規定との差を、法人税を申告して、別表4、5というところで調整していった課税所得を計算するのが本当なんです、その調整的な計算は、決算書を別におつくりになってなさっておる。それも部門別の決算書をおつくりになってしておるから、非常にわかりにくい。その本来の決算と全然違うところが出てくるわけですから、合わせようがない。そんなところが出てきておる。

そこに書いてありますように、色んな部門ごとの経費、その中には共通経費もあって、共通経費をそうすると観光協会管理事業はその収支から全然外した税金の計算をしておられるんですが、そっちでかかる経費の中にも、ほかの収益事業というんですか、そう

いったところの費用に配分するようなものもあるだろうと思いますが、その辺の計算は一切なさっていないというね、非常に独自の計算でおやりになっております。だから、この辺は、非常にそういった複雑な法人税の規定を、なかなか素人では、私から言うたら、危のうてようそんなものしますなというふうに申し上げたいぐらいなんですけど、ちょっと専門家のアドバイスをお受けになるべきではないかというのが意見でございます。

それから、その他のところでございますが、あまり大した問題、これはそこで予算の承認のことを書いてありますが、これは色んな各種団体でこういうことはよく出てまいります。予算というのは、役所なんか特にそうですが、4月1日年度開始するのに、今、当定例議会で予算の承認をなさるだろうと思うんですが、年度開始までに予算が出来ないと予算は執行出来ません、予算なしで走るわけですから。ところが、色んな団体は全部予算なしで始められます。年度始まった後に前年の最後の定期総会、そういうことをなさる。そこで明くる年の予算をお決めになるんです。そうすると、既に予算なしで走っているのに後から予算を、もう既に支出があるのに予算を組む。これはおかしいんですが、現実的には世の中、それで大した問題がありませんからそれはそれでいいということで走っているんですが、本当は暫定予算を組んで、総会までの間の暫定予算、事務的なものだけ支出するという暫定予算を組むべきなんだろうけど、そんなかたいこと言うて出来ませんが、少なくともここらは官庁がかんでいる団体ですから、それと一緒にはいかんのと違うかと。

だから、ちゃんと規定があって、規定では年度初めまでに総会で承認を受けて予算を決めるというような、実際にそう出来ないのになっておる。だから、その辺は、規定を変えるか無理に年度開始前に一度予算承認だけの会議を開きはるかどっちかなさらないと、その辺は、実態は何の問題もありませんが、本来そうであるべきでありましょう、こういうことでございます。

それから、最後、むすびでございますが、書いてありますように、非常に職員さんは真面目におやりになって何の問題もありません。そういった問題はあると申し上げましたが、非常に真面目に真摯に仕事をなさっております。何の問題もない。

そこで、若干気になるのは、先ほど申し上げましたように、人件費がずうっと徐々にふえてきておる。法隆寺の駅の案内所が出来たりしましたんで、若干業務はふえてるかとも思うんですが、通常の運営をしていると、人を減らしていったり、あるいは仕事の色んな合理化を考えて手数をかからないようにしていったら人員は抑えるとか、あるいは

人件費をふえないように工夫をしていくものなのですが、その辺人員がふえてる。それから、人件費が徐々に上がっていく。

特に、書いてありますように、常勤役員がお1人のところお2人、今、なっておられる。2人の常勤役員という体制なんかどうか。あるいは、一般の職員さんは65歳定年となっておりますが、非常に役員さんに高齢の方がおられる。だから、役員の定年は、通常は、そこそこの年代で色んなところの役職をおりて色んな人に、後進に道を譲るといのが常識的なことなんですけども、その辺が非常に高齢化しておられるというところで、もうちょっと若手を登用してあげるといような考え方は持たなくてもいいんだらうか。そういった長年従事しておられるというマンネリ化が、先ほど申し上げたような管理の面で、何もそれをそういう具合に運営しておられるんではないでしょうか。長年のそういったずっと慣行でやってこられたものが、そういった先ほど申し上げたように、財務会計あるいは税務申告に出てきておる面があるのではないかといようなことが、私個人としては感じられるということをお申し上げたわけでございます。

少し長くなりました。申しわけありません。以上で定期監査の結果報告にさせていただきます。長時間どうもありがとうございました。

○議長（中西和夫君） これをもって報告第1号 監査結果報告についてを終わります。

辰巳、中川両監査委員には、連日にわたり綿密な監査を執行していただき、本日また詳細な報告をいただきましたこと、厚くお礼を申し上げます。

なお、辰巳代表監査委員には、監査結果報告終了後退席を申し出られておられますので、これを許可することにいたします。

暫時休憩いたします。

（午前11時11分 休憩）

（午前11時11分 再開）

○議長（中西和夫君） 再開いたします。

これより、平成23年度施政方針の説明を求めます。小城町長。

○町長（小城利重君） 平成23年第1回斑鳩町議会定例会に臨みまして、町政の運営にあたる所信の一端を申し上げ、議員皆様並びに住民皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

本年は、21世紀の最初の10年が経過した節目の年で、この10年間の世界情勢を

振り返ってみますと、2001年（平成13年）には、非現実的な映像が記憶に新しい、米国で引き起こされた同時多発テロ、2003年（平成15年）には、中東情勢の緊迫化によるイラク戦争の勃発、2005年（平成17年）には、ピークを迎えた米国の土地バブル、2007年（平成19年）には、世界中の金融機関で巨額の損失が拡大したサブプライム問題、そして、2008年（平成20年）には、このサブプライム問題を受けて、老舗投資銀行リーマンブラザーズが破綻したリーマンショックなどが思い起こされます。

また、国内では、日本政府が戦後初のデフレを公式に認定するという経済状況のなか、80%を超えるという未曾有の支持率に支えられた小泉第一次内閣が発足し、「聖域なき構造改革」を標榜し、郵政民営化等、大なたを振るう一方、景気は「いざなぎ景気」の中で経済成長の最中にあつたとはいえ、豊かさを感じない低調な成長にとどまり、そして、長きにわたり政権を担ってきた自民党から、地すべりのように民主党に政権交代がなされたところであります。

このようななか、国の平成23年度予算は、92兆4,116億円と、当初予算としては3年連続で過去最大となり、その財源は2年連続で税収を上回る新規国債発行に頼るというものであります。このことにより、国の長期債務残高は平成23年度末で約700兆円、地方の長期債務と合わせると約890兆円と、国内総生産（GDP）の1.84倍になると見込まれており、また、米国の格付け会社による日本国債の格付けが引き下げられ、国の財政運営は限界に達しているという見方も出ております。

また、少子高齢化がその速度を緩めることなく進行しているなか、人と人とのつながりは希薄になりつつあり、大きな社会問題となっている「無縁社会」は、高齢者だけでなく、若者の世代にも及びつつあります。これまでに問題となったケースを見てみますと、桜井市では、5歳男児がネグレクトを受けて餓死した児童虐待事件で、奈良地裁は2月10日、母親に懲役9年6ヶ月の実刑判決を下しましたが、子どもの未来に向かって希望を育む大切な時期に、最愛なる母親から受けた虐待により犠牲となった男児の心情を察すると、言葉にもなりません。さらに、今冬の異常気象の影響では、屋根の雪下ろし作業中に高齢者が転落して死亡する事故が立て続けに起こり、高齢者が過酷で危険な雪下ろしをしなければならないという現状もあります。そして、年間3万人を超える自殺者、また、年間5万件に迫る高齢者による犯罪は減る状況になく、心のよりどころがなく、どうしても無く行動を起こしてしまう、また、起こさざるを得ない、まさに、

「無縁社会」が生み出す深刻な社会問題であると言えます。

また、自然災害の影響では、昨年夏の連日35度を超す猛暑により熱中症で亡くなる高齢者や、最近では、噴火を繰り返す九州南部の新燃岳周辺での火山灰により社会生活に与える影響など、とりわけ、高齢者などの社会的に弱い立場にある人が常に犠牲を強いられる現状があり、依然として光明が見えてこない状況にあります。

しかしながら、このように厳しい、混沌とした社会経済情勢であるからこそ、「人とのつながり、人へのいたわり、思いやり」といったことが求められており、本町では、新年度から、住民皆様の“参加と協働”を重要なテーマのひとつに掲げた第4次斑鳩町総合計画をスタートさせることとしております。「ともに生き、ともに育むまち 歴史と文化がくらしの中に息づく“新斑鳩の里”」をまちづくりのテーマとして、住民皆様をはじめ、さまざまな分野の方々との協働、先人の営々たるご努力により引き継がれてきた緑豊かな自然、法隆寺をはじめとする世界に誇る歴史的建造物等の素材を生かしながら、今後10年間のまちづくりを推進し、町民全員がひとつの家族であるかのように、生き生きと安心して暮らすことができ、本町を訪れた方々には、笑顔でまた来ていただけるよう、精一杯、努力してまいります。

さて、本町の財政状況は、平成21年度につきましては、地域活性化交付金などの国の経済対策等により改善したところでありますが、毎年税収が減少している状況であり、今後も少子高齢化が進むなかにあつて、生産者人口の減少が予想されること、また国の「財政運営戦略」、「地域主権戦略大綱」等々により、地方への権限移譲とともに適切な財源措置を行うとされてはいるものの、その具体的な内容が未だ不透明であることから、決して予断を許さない状況であると考えております。

平成23年度予算の編成にあたりましては、こうした厳しい財政状況を考慮に入れながら、学校施設の耐震補強事業や30人学級をはじめとする教育環境の充実、乳幼児訪問や細菌性髄膜炎予防接種（ヒブワクチン）等3種ワクチンの予防接種費用の全額助成などの子育て支援、ごみ減量化などの環境対策等、乳幼児から高齢者、障がいのある人など住民一人ひとりのくらしの安全と安心を推進していくため、果敢に取り組むという強い意志をもって臨んでおります。

こうしたなか、平成23年度予算案は、一般会計では、総額77億7千万円を、特別会計では、総額61億5,736万7千円、合わせまして、総額139億2,736万7千円とし、一般会計につきましては、前年度と比較して、3億9千万円、5.3%増の

予算編成をいたしております。

それでは、第4次斑鳩町総合計画の基本施策の柱に沿って、平成23年度の主要な施策についてご説明申し上げます。

第1の柱は、「文化の香り高く心豊かなまちづくり」であります。

はじめに、「歴史文化」についてであります。

本町は、豊かな歴史文化遺産に恵まれ、先人が残した文化遺産を保存・活用し、未来へ受け継いでいくことは、町民憲章でも掲げられておりますように、私たちの責務であります。

こうしたなか、昨年3月20日には、史跡藤ノ木古墳のガイダンス機能を有した斑鳩の歴史や文化の情報発信の拠点施設として、斑鳩文化財センターが開館いたしました。これまでに、「国宝藤ノ木古墳出土品里帰り展」等の季節ごとの展示会や「子ども考古学教室」の開催などを通じて、本町の歴史・文化の学習、調査・研究の場として、住民皆様にご活用いただいているところであります。

また、史跡中宮寺跡につきましては、発掘調査が本年度で完了し、今後は、住民皆様をはじめ、訪れる方々にとって、より良い史跡公園となるよう整備工事の設計策定に向けた調査・研究を進めてまいります。

続きまして、「文化・芸術」についてであります。

本町では文化・芸術の拠点施設、いかるがホールなどを活用し、さまざまな分野において質の高い文化・芸術にふれる機会を充実させ、本町独自の歴史文化を大切にしながら、新しい文化・芸術の創造に努めております。

いかるがホールでは、劇団いかるがや和太鼓いかるがなど、住民皆様が主体となって事業に参加、出演する「住民参加型事業」や芸術文化の鑑賞機会を広く提供する「芸術文化鑑賞型事業」、斑鳩の里大学など、また、参加者自らが学び、体験することで、自らの知識・技術を向上させる「育成型事業」などの展開、さらに、中央・東・西公民館における、自主グループや公民館教室などの各種教室の開催も含め、今後も、住民皆様が文化事業の企画や運営に参加できるよう、情報提供の充実や参加機会の拡充、活動の支援を行い、地域と連携した文化・芸術の振興に努めてまいります。

続きまして、「生涯学習・生涯スポーツ」についてであります。

本町の生涯学習の場といたしまして、中央・東・西の各公民館、図書館において、さまざまな催しや教室・講座を開催しているところであり、多くの団体や住民の皆様にご

利用いただいておりますが、より住民皆様の学習ニーズに応じた内容の充実と住民参加による積極的な施設の活用が求められております。

また、生涯スポーツといたしましては、「体育協会」や「元気クラブいかるが」などの協力により、町民体育大会やマラソン大会、各種スポーツ教室などを実施しておりますが、さらに、子どもから高齢者まで、誰もが気軽に楽しみながら取り組める生涯スポーツの推進が求められております。

このようなことから、さらなる生涯学習・生涯スポーツの推進を図るため、住民皆様のニーズや現状に合った教室・講座の開催、自主グループの育成・支援など学習機会の拡充を図るとともに、各種スポーツ教室の充実やクラブの育成支援に努めてまいります。また、指導者の育成や確保、生涯学習やスポーツに関するさまざまな情報を手軽に入手できるシステムなどの推進体制の整備を図るとともに、公民館や体育館などの施設・設備の充実にも努めてまいります。

続きまして、「学校教育」についてであります。

まず、新年度から小学校において本格実施される新学習指導要領は、基礎的・基本的な知識や技能を確実に習得し、諸課題を解決できる思考力、判断力、表現力などを育むとともに、主体性や個性を生かす教育を進めていくこととなっております。このことにより、学習内容等の変更がなされますが、適切な教育課程を編成して、これに対応してまいります。

また、引き続き、小学校1年生から3年生までと中学校1年生に、1クラスの児童生徒数を30人までとする少人数学級編制を取り入れ、落ち着いた学級運営や教育環境の確保を図るとともに、家庭や地域との協働を図り、国際化や情報化にも対応したきめ細やかな教育を実施してまいります。また、特別な支援が必要な子どもたちに対しましても、個々の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高めるよう適切な指導、支援に努めてまいります。

さらに、教育環境の整備につきましては、新年度におきましても、子どもたちが安心して学校生活等を送ることができるよう、校舎の耐震補強を計画的に進めるとともに、幼稚園における暑さ対策を講じるため、幼稚園の各保育室及び遊戯室にエアコンを設置することとしており、園児の健康保持と保育環境の一層の充実を図ってまいります。

続きまして、「人権・平和・多文化共生」についてであります。

女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人などに対する、さまざまな人権問題

が今なお存在しております。特に最近は、児童虐待や高齢者に関する事件が多発しており、全ての行政施策において人権に配慮するとともに、講演会などあらゆる機会を通じて啓発活動や相談体制を充実することで人権意識の高揚を図り、人権侵害に対する取組みをなお一層進めてまいります。

また、人類共通の願いである世界平和に向けて、昨年ニューヨークで開催された核不拡散条約再検討会議では、核保有国を含むすべての加盟国が核兵器廃絶に向け具体的な行動を開始することに合意するなど、大きな前進がありました。さらに、アメリカとロシアの間では「新戦略兵器削減条約（新START）」が、近く発効の運びとなるなど、核兵器廃絶への世界的機運は高まりをみせています。

本町におきましても、昭和60年の「斑鳩町非核平和宣言」並びに平成21年に加盟した「平和市長会議」の趣旨にのっとり、真の平和の大切さを住民皆様とともに考える機会のひとつとして、図書館における「戦争と平和」をテーマとした図書展示の開催、さらには、核実験の実施に対しましては議会とともに抗議文を送付するなどの行動を実践してまいります。

また、グローバル化がますます進むなか、外国人の来訪や地域への居住が増加しており、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的価値を認め合いながら、地域社会の構成員としてともに生きていくための施策を推進してまいります。

続きまして、「男女共同参画」についてであります。

斑鳩町男女共同参画推進計画「^{ひと}女と^{ひと}男が輝く未来計画」に基づき、男女がお互いの人権を尊重しながら、その個性や能力を、社会のあらゆる場面で発揮できるような社会を築くため、男女共同参画社会への理解が幅広い層へと広がるよう、住民、事業者、行政が協働して取組みを進め、教育や啓発活動による意識改革を推進するとともに、子育て環境の整備や女性相談などの充実を図ってまいります。

第2の柱は、「すこやかに生き生きらせるまちづくり」であります。

はじめに、「健康づくり」についてであります。

健康づくりの意識啓発と活動支援では、「健康いかるが21計画」を「斑鳩町健康増進計画」と改称し、「食べる」、「動く」、「たばこ」、「健康管理」の4つの分野に新たに「休養とこころの健康」を加え、心の健康に関する講演会や個別相談に取り組んでまいります。また、栄養や食文化など「食」に関する知識と健全な心身を培い、豊かな人間性を育むため「斑鳩町食育推進計画」を策定してまいります。

さらに、住民皆様の健康づくりを効果的に推進するために、保健センターサポーターを養成し、保健センターを拠点として活動していただくことにより、住民皆様との協働による健康づくりを推進してまいります。

次に、予防・相談体制の充実では、母子保健事業におきまして、「安心して産み育てるいかるがっ子プラン（斑鳩町母子保健計画）」に基づき、親が孤立することなく安心して出産が迎えられるよう妊娠・出産に関する相談や指導を行うとともに、出産後における、子育てに関する情報提供や育児相談を行うため、これまでの新生児訪問に加え、新たに生後5ヶ月から1歳6ヶ月未満児を対象とした乳幼児訪問を行ってまいります。また、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン及び子宮頸がんワクチン予防接種費用の助成につきましては、引き続き、全額助成を継続してまいります。

また、高齢者の健康管理と感染症予防のため、毎年実施しておりますインフルエンザ予防接種の無料実施や、肺炎球菌による肺炎の重症化防止のための予防接種費用の一部助成を継続してまいります。

さらに、疾病の早期発見・早期治療を図り、より一層の健康の保持増進に役立てていただくため、脳ドック健診の助成対象人数を100人から150人に、また、国保被保険者を対象として実施している人間ドック健診におきましては、100人から120人に拡充してまいります。

続きまして、「次世代育成」についてであります。

児童福祉につきましては、「斑鳩町次世代育成支援後期行動計画」に基づき、多様な保育ニーズに応えるため乳幼児や児童の保育の充実に努めるとともに、社会問題となっている児童虐待につきましては、要保護児童対策地域協議会を中心に関係機関と連携しながら早期発見と未然防止に努めるなど、子どもの健やかな成長と子育て支援に向け、安心して子どもを生み育てられる環境づくりを進めてまいります。

次に、青少年の健全育成につきましては、家族にとっても、社会にとっても、可能性を秘めたかけがえのない存在として、全ての青少年が成長の過程を通して、周囲の人々から愛情と思いやりと責任を持って見守られ、信頼をもてる人とのつながりのなかで困難を克服し、可能性を最大限に発揮できる社会の実現が求められております。このため、青少年の立場を第一に考え、社会的な自立と共生をめざして、青少年の健やかな成長を支援していくことを基本理念に、青少年問題協議会を活動母体として、地域ぐるみでの青少年健全育成に向けた環境づくりを推進してまいります。

続きまして、「高齢者福祉」についてであります。

急速な高齢化の進展により、本町の高齢化率は24%となり、約4人に1人が65歳以上の高齢者となっております。

このようななか、高齢者福祉の充実に向け、介護が必要な状態になっても、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護保険サービスをはじめとして、既存の福祉サービスの活用を促進するとともに、生活支援・介護予防、家族介護支援、生きがづくり、高齢者ふれあいサロン等の住民との協働による高齢者見守り体制の構築など、総合的な高齢者支援サービス体制の整備に努めてまいります。

続きまして、「障がい者福祉」についてであります。

現在、国において「(仮称)障がい者総合福祉法」が検討されているところであり、本町におきましても、この動向を見ながら、障がいのある人もない人も、住み慣れた地域社会のなかでともに暮らし、社会参加と自立を支えるまちづくりをめざしてまいります。

続きまして、「社会保障」についてであります。

経済不安、少子高齢化の進展のなか、すべての住民皆様が安心・自立して暮らすための大きな支えとして、社会保障の果たす役割はますます重要となっております。

このようななか、国民健康保険事業につきましては、依然として厳しい雇用情勢のもと、極めて厳しい財政運営を強いられておりますが、保険税の負担の公平性と収納率向上に、より一層積極的に取り組むとともに、法定外繰出しである介護納付金に係る赤字補てんの財政支援を引き続き実施し、国保財政の安定に努めてまいります。

また、後期高齢者医療制度につきましては、国の高齢者医療改革会議において、昨年12月に現行の後期高齢者医療制度に代わる新制度の最終取りまとめが示され、後期高齢者医療制度は廃止することとされました。しかし、現在の国会情勢は、予断を許さない状況となっており、本町といたしましても、新制度発足までは現行制度の適正な運営に努めるとともに、新制度への移行につきましては、国の動向に注視しながら適切に対応してまいります。

また、福祉医療の充実につきましては、これまで対象要件の拡大を行うなど、町単独事業としてその充実・確保に努めてきたところでありますが、今後も、継続して実施してまいります。

第3の柱は、「潤いのある魅力的なまちづくり」であります。

はじめに、「風景・景観」についてであります。

本町の世界遺産をはじめとした歴史的文化資産、及び、自然環境や田園風景が一体となった町並みを未来へ受け継いでいくことは我々の使命であることから、斑鳩町景観計画に基づいた良好な景観の形成に取り組んでまいります。

また、歴史的価値の高い、または、優れた建築様式の建造物や、景観上、外観が優れた樹木については、景観重要建造物や景観重要樹木の指定に向け、先進事例の調査研究を実施してまいります。

続きまして、「自然環境」についてであります。

本年度で完了となりました奈良県森林環境税を使った里山林機能回復整備事業につきましては、引き続き、ボランティア組織や森林所有者の協力を得ながら、整備を進め、里山の景観や機能の回復を図ってまいります。

また、いかるがため池の水辺環境整備として、水資源や防災上の機能に加えて、水辺を生かした、親水性や親緑性を高めた散策ルートとして整備するため、管理者及び地元関係者と協議を進めてまいります。

続きまして、「道路・交通網」についてであります。

まず、いかるがパークウェイの整備促進につきましては、全国的な規模で道路予算が縮減されるなか、この事業についても大変厳しい状況となっております。昨年11月に開催された国の事業評価委員会におきまして、いかるがパークウェイに対する事業の妥当性、有効性についての再評価が行われ、「事業継続」と評価されたところでありますが、予算確保は厳しい状況にあり、今後も引き続き、地方道路整備の必要性について、県とともに連携強化を図りながら、積極的に予算確保にかかる要望活動を行ってまいります。また、稲葉車瀬区間の早期供用、五百井・興留区間の用地買収が実施できるよう、国に対して事業促進を働きかけてまいります。

次に、生活道路につきましては、安全安心で快適な道路環境の整備に向けて、幹線道路とのネットワーク化に配慮するとともに、幅員の狭い道路の改修を行うなど安全性や快適性を高め、災害・緊急時において有効に機能するよう、計画的に整備を進めてまいります。

また、全国的に、既存の橋りょうの老朽化が急速に進んでおり、今後は、これらの維持管理に多額の費用を要することになってきております。このため、当町におきましても、橋りょうの長寿命化計画を策定し、計画的に維持管理を行い、生活道路等の安全性

の確保に努めてまいります。

さらに、国道25号の歩道の設置につきましては、竜田大橋付近の2区間におきまして事業化されており、新年度は地権者の方々に用地の協力をお願いする予定であります。奈良国道事務所とも連携を図りながら地元対応を進め、早期に歩道整備ができるよう努めるとともに、他の歩道未整備区間につきましても、事業化されるよう要望してまいります。

続きまして、「住宅・生活環境」についてであります。

建築物の耐震化促進につきましては、昭和56年以前に建築された木造住宅は、大地震による倒壊等が懸念されておりますことから、住宅の所有者等による耐震診断や耐震改修の実施を支援してまいります。

また、公園の適正な維持管理につきましては、公園遊具の点検や担当職員による付帯施設の点検を実施し、町内にある公園や子どもの広場を安全で快適にご利用いただけるよう努めてまいります。

第4の柱は、「安全で快適なまちづくり」であります。

はじめに、「環境保全」についてであります。

私たちをとりまく自然環境は、技術の進歩や経済活動の拡大により、生物共通の生存基盤である地球の環境まで脅かしています。また、海面の上昇や急激に進む氷河の後退、猛烈な強さの台風や記録的な集中豪雨など、温暖化が原因と思われる異常気象が世界各地はもとより我が国においても発生しているなか、本町においても、環境への負荷が少ない持続可能な発展をめざしながら、恵み豊かな自然環境を次世代に継承する責任と義務を肝に銘じ、環境と共生するまちづくりを積極的に推進する必要があります。

このようななか、住民、行政、関係団体等との協働により取組みを進めていく「地球温暖化対策地域協議会」を平成24年度に設立する準備を進めてまいります。

さらに、住民、事業者の取組みの模範にもなりますISO14001については、ISO登録団体として環境マネジメントシステムの運用を一層強化し、地球環境への負荷低減に努めるとともに、4期目の登録をめざしてまいります。

続きまして、「ごみ・し尿」についてであります。

稼働開始から約30年が経過する本町の焼却施設の老朽化、最終処分場の残余容量の逼迫といった課題を解決するため、これまで以上にごみの発生量そのものの減量が必要であり、このためには、これまで進めてきた「発生したごみを処理する」といった考え

方から、「生産段階からごみを出さない、資源の浪費・無駄をなくす」といった「ゼロ・ウェイスト」に重点をおいた考え方への転換が不可欠であります。このことから、本町では「ゼロ・ウェイストのまちの実現」を基本理念に掲げ、住民、事業者、行政が一体となった取組みを進めてまいります。

また、バイオマスタウン構想に基づき、生ごみ分別収集モデル事業の拡大や木くず・草類の分別収集など、総合的、計画的に有機性資源であるバイオマスの利活用を進めるとともに、新たに発足いたしました、バイオマス利活用推進協議会において、住民・事業者・行政との協働による循環型社会の推進に取り組んでまいります。

また、衛生処理場の焼却設備につきましては、老朽化に伴う維持補修費用の増加、及び、新たな施設整備についても多額の設備投資が必要となることから、平成24年度より衛生処理場での焼却処理は廃止し、可燃ごみの焼却処理につきましては、業者委託することとしております。

続きまして、「防災・防犯」についてであります。

引き続き、安全で安心して暮らせるまちをめざして、災害の未然防止と拡大防止を図るため、非常備消防、危機管理体制の充実などに努めてまいります。新年度におきましては、本町の災害物資の備蓄をさらに拡充し避難所施設の充実を図るとともに、避難勧告、避難指示といった緊急情報や生活関連情報をパソコン、携帯電話を使って情報提供する防災情報メールを、全国瞬時警報システムによる緊急地震速報等の情報と連動して運用を行ってまいります。

また、自衛消防団の育成のための支援や、生駒郡総合防災訓練、自衛消防団・自治会が主催する地区別防災訓練などを実施し、住民皆様の自主防災意識、地域防災力の向上を図ってまいります。

さらに、消防団活動が多様化するなかで、女性ならではの「きめ細かさ」、「やさしさ」、「思いやり」などに配慮した消防団活動が期待されていることから、女性に関心を持っていただくため、神奈川県横浜市で開催される全国女性消防操法大会に参加することとしております。

次に、交通安全対策につきましては、交通事故から尊い命を守るため、関係機関と連携し、交通安全教室の開催や街頭指導等を通じて、交通安全意識の高揚に努めるとともに、交通事故を未然に防ぐため、交通安全施設の整備を進めてまいります。

続きまして、「上水道」についてであります。

近年、景気の低迷や節水意識の浸透などにより、水の需要は年々減少傾向をたどっており、水道事業をとりまく経営環境は一層厳しさを増しております。

しかしながら、上水道の最大の使命は、将来にわたり安全で安心な水を安定的に供給することであることから、浄水施設の改修、老朽化した配管の更新、取水井戸の維持管理、更には災害に強い管路網の構築などを計画的に進めてまいります。

続きまして、「下水道」についてであります。

公共用水域の水質保全と生活環境の改善に向けて整備区域の拡大に取り組んでいるなか、本年度末には約161ヘクタールの区域の整備を完了する見込みであります。新年度からは、平成29年度末を完成目標とする新たな下水道認可計画区域に取り組んでまいります。その区域には、町内に残る、集中浄化槽で処理されている区域として、紅葉ヶ丘自治会や法隆寺緑ヶ丘自治会、南興留第3自治会、高安西団地自治会区域を含む45ヘクタールの区域を編入し、効率的に順次整備を進めてまいります。

新年度には整備を完了した区域で新たに供用開始いたしますが、引き続き、啓発活動を行い公共下水道の利便性と快適性をご理解いただき、接続率の向上に努めてまいります。

第5の柱は、「活力とにぎわいのあるまちづくり」であります。

はじめに、「農業」についてであります。

農地関係法令の改正により、農地取得時の下限面積が緩和されたことにより、農地取得が容易になり、新たな担い手が農業に参入しやすくなりましたことから、遊休農地を減少させるとともに、優良農地の減少を食い止め、農地の確保に努めてまいります。

また、意欲ある農業者が農業を継続できる環境を整え、農業の再生を図ることを目的に、新年度から戸別所得補償対策が本格実施されますが、農業従事者の高齢化や後継者不足の課題を少しでも早く解決するために、農道や水路等の農業生産基盤の整備を進めるとともに、農業委員会等各農業関係団体と協力しながら、農業の振興に取り組んでまいります。

続きまして、「商工業」についてであります。

長引く景気低迷により、消費者の購買意欲は向上せず、民間需要も低迷している状況であります。このようななか、懸命な経営努力をしておられる、町内の小規模の各商店や事業者の皆様に対して、引き続き「商工業者債務保証料補給」を行い、支援してまいります。

また、町内の商工業の振興と観光の連携による相互の活性化を目的として、商工会が主催する「なら観光ビジネスカレッジ斑鳩」を開催し、人材育成の機会づくりを行ったところではありますが、今後も商工会や商工業者の皆様との連携を強化し、専門家の協力を得て講習会を実施するなど、商工業の活性化に向けて取り組んでまいります。

続きまして、「観光」についてであります。

本町の観光は、法隆寺を中心とした通過型観光が主流となっておりますが、散策型・回遊型観光へ転換し、経済波及効果を高める必要があります。このために、町内の飲食店の情報などを盛り込んだ、新しい観光パンフレットの作成や、法隆寺iセンターの休憩施設を充実するなど「もてなし」体制を整備するとともに、体験型観光など様々な観光メニューを取り入れた新しい斑鳩町の観光魅力づくりを進めてまいります。

また、地域物産の販路拡大と地場産業、地域観光の活性化を図るために開催いたしております「斑鳩市」には、平成24年2月11日に友好都市提携を行うこととしている神奈川県小田原市、また、正岡子規にゆかりのある愛媛県松山市にもご参加いただき、今後、これらの地域との交流を深め、観光客の誘致につなげてまいります。

続きまして、「消費生活」についてであります。

消費形態の多様化に伴い、消費者被害も複雑・多様化していることから、被害の未然防止に向け、被害発生状況や被害者の保護に関する情報の提供を行うとともに、消費生活相談窓口につきましても、近隣町との広域連携について検討しながら相談体制の充実を図ってまいります。

また、「食の安全・安心」が注目されるなか、住民皆様が安心して消費生活がおくれるよう、商工会とも連携しながら環境整備に努めてまいります。

第6の柱は、「ともに築く協働のまちづくり」であります。

はじめに、「コミュニティづくり」についてであります。

ライフスタイルや生活意識の多様化、職住分離に伴う生活圏の広域化は、地域社会における人間関係の希薄化をもたらしており、それに伴い、高齢者や児童を狙った犯罪、児童虐待や家族間のトラブルによる悲惨な事件などが地域社会で多発し、社会問題となっております。

そのようななか、改めて地域社会のあり方を見直し、地域での子育て支援、高齢者の見守り、災害時の要援護者への支援など、互いに助け合い支え合うコミュニティを再構築することが大きな課題となっております。このことから、自治会組織をはじめ、さまざま

まなコミュニティに関わる組織を支援し、地域住民の連帯を高め、コミュニティの活性化を図ってまいります。また、積極的な広報活動や子どもから高齢者まで、誰もが参加でき、全ての住民が一堂に会することができる町民体育大会等の町内行事、公民館まつり、文化芸術祭等の各種イベントなどを通して、コミュニティ意識の醸成を図り、万一の災害時等における隣近所の共助を促進するよう努めてまいります。

また、住民皆様の手による自主的な地域活動やまちづくり活動を支援するため、ボランティアやスポーツ文化活動などの団体間の交流や、友好都市との幅広い分野での地域間交流を促進してまいります。

さらに、新年度からは、広域的な自治会を対象としたコミュニティ施設として、（仮称）地域交流館の整備に取り組み、自治会や小地域福祉会のみならず、子育てサークルや高齢者ふれあいサロンなど、地域住民による多種多様なコミュニティ活動を支援してまいります。

続きまして、「住民の参加と協働」についてであります。

住民ニーズの多様化や高度化、さらには本格的な地方分権が推進されるなど社会情勢の変化に伴い、地域住民が自らの手で、住民の創意や工夫を生かしたまちづくりを進めていくことにより、住民が主役のまちづくりを実現できるよう、住民と行政が連携して取り組むまちづくりが求められています。

これまでも、ガーデニングボランティアや環境、観光、農林業、商工業など多くの分野で様々なボランティア活動が活発に行われており、今後もその活動を積極的に支援してまいります。

さらに、ボランティア活動に関する多種多様な情報提供の機会づくりに努め、住民参加を促進していくため、「（仮称）協働のまちづくり条例」や「（仮称）協働のまちづくり指針」などの制度づくりを進めるとともに、総合的な窓口を総務課に設置して取り組んでまいります。

続きまして、「情報化」についてであります。

市内のネットワークをはじめ、水道庁舎、公民館などの公共施設間において光回線を利用したネットワーク化により、情報基盤の整備を行うとともに、学校教育や生涯学習の講座のなかで情報化教育を積極的に進めており、ホームページの運営など、インターネットを活用した情報発信にも取り組んでおります。

さらに、住民の利便性を高め、行政運営を効率化するため、電子申請汎用受付システ

ムの導入による中央公民館、中央体育館などの利用申請サービスの提供や効率的な行政運営に取り組み、住民サービスの向上と事務事業の効率化に努めてまいります。

最後に、「行財政」についてであります。

景気の低迷は、緩やかに回復局面にあると言われているものの、依然として足踏み状態であり、厳しい財政状況のなか、地域が主体となった行政運営を行い、少子高齢化や住民ニーズの多様化などの課題に的確に対応することが求められております。

このようななか、政府の地域主権戦略大綱に基づく、国・県からの市町村への権限移譲など、めまぐるしく変化する時代への適応力・順応力を高めるための職員研修の実施、人材育成及び活力ある組織づくりを目的とした人事考課制度の運用、セクションにとらわれない効率的・効果的な組織の運用等を進めてまいります。

さらに、住民生活に必要な行政サービスの質を将来にわたり持続させるため、行政運営の効率化が求められており、そのうえで住民福祉の向上をめざしていくため、事務事業の改善を進め、経常的経費の抑制に努めるとともに、財政の重点的・効率的配分を行いながら、限りある財源を有効に活用するため、引き続き財政運営の健全化に努めてまいります。

また、本年度に策定いたしました第4次斑鳩町総合計画を着実に実現するためには、行財政構造の抜本的改革が必要でありますことから、第4次斑鳩町行政改革大綱を策定することとしております。

以上、町政運営に関する私の所信の一端と、新年度における主要施策の概要につきまして申し上げます。

自治体間の競争の時代を迎え、今まで以上に個性豊かで魅力的なまちづくりが求められるなか、今こそ、本町の力量が試される重要な時期であると認識しております。

今後は、第4次斑鳩町総合計画の実現に住民皆様とともに行政が力を合わせ、お互いに連携して邁進することで、住民皆様が、斑鳩に住むことを誇りに思い、安全に安心して、元気に生き生き暮らせる、躍動するまちづくりをめざしてまいります。

どうか議員皆様におかれましては、さらなるご支援、ご指導を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 次に、日程8、議案第1号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、日程9、議案第2号 斑鳩

町老人医療費助成条例の一部を改正する条例について、日程 10、議案第 3 号 斑鳩町心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について、日程 11、議案第 4 号 斑鳩町景観条例の一部を改正する条例について、日程 12、議案第 5 号 平成 22 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 9 号）について、日程 13、議案第 6 号 平成 22 年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について、日程 14、議案第 7 号 平成 22 年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について、日程 15、議案第 8 号 平成 22 年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について、日程 16、議案第 9 号 平成 22 年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第 2 号）について、日程 17、議案第 10 号 平成 23 年度斑鳩町一般会計予算について、日程 18、議案第 11 号 平成 23 年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算について、日程 19、議案第 12 号 平成 23 年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算について、日程 20、議案第 13 号 平成 23 年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算について、日程 21、議案第 14 号 平成 23 年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算について、日程 22、議案第 15 号 平成 23 年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算について、日程 23、議案第 16 号 平成 23 年度斑鳩町水道事業会計予算について、日程 24、諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて、日程 25、認定第 1 号 町道認定について、日程 26、同意第 1 号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その 1）、日程 27、同意第 2 号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その 2）、日程 28、同意第 3 号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その 3）、日程 29、同意第 4 号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その 4）、日程 30、同意第 5 号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その 5）、日程 31、同意第 6 号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その 6）、日程 32、同意第 7 号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その 7）、日程 33、報告第 2 号 平成 23 年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告について、日程 34、報告第 3 号 平成 23 年度斑鳩町土地開発公社事業計画の報告について、日程 35、報告第 4 号 斑鳩町国民保護計画変更の報告について、日程 36、陳情第 1 号 奈良社会保険病院の公的存続法案の早期成立を求める意見書提出のお願いについて、日程 37、陳情第 2 号 医師、看護師、介護職員の夜勤交替制労働者の労働条件の改善で、安全・安心の医療介

護を求める要望書について、以上30議案を一括上程いたします。

ここで午後1時まで休憩いたします。

(午前11時53分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○議長(中西和夫君) 再開いたします。

町長から本定例会に付議されました28議案について総括提案説明を求めます。小城町長。

○町長(小城利重君) 本定例会に付議いたしました各議案の概要説明の前に、少しお時間をいただき、現在、町が進めております事業につきまして、その考え方なり、現在の状況等のご説明を申し上げ、議員皆様のご理解とご協力を賜りたいと思います。

まず、「峨瀬自治会集会所建設に係る損害賠償請求住民訴訟事件」についてであります。

去る1月14日の最高裁判決により、一連の手続きがすべて適法であるとする本町の主張が全面的に認められ、全面勝訴が確定いたしました。議員皆様には大変ご心配をおかけしておりましたが、このことにより、6年半に渡る住民訴訟が終結したものであり、今後とも自治会活動への更なる支援に努めてまいりたいと考えております。

次に、「ごみ減量化及び資源化の推進」についてであります。

まず、事業系ごみ減量化対策としての指定袋制の導入、処理手数料の見直し、焼却処理の削減及び資源の有効利用を目的とした家庭木くず・草類の分別収集につきましては、議員皆様のご理解のもと、順調に実施することができ、ごみ減量化、資源化への効果も現れてきているところであります。

また、今後、可燃ごみの処理業務を委託化することにつきまして、資源の浪費、無駄をなくし、脱焼却、脱埋立てをめざす「ゼロ・ウェイスト」に重点をおいた施策を展開していくことから、住民皆様のご意見をいただきながら、ともにごみ減量化・資源化を進めてまいりたいと考えております。

次に、「いかるがパークウェイの整備促進」についてであります。

まず、稲葉車瀬区間で施工されておりました道路改良工事につきましては、昨年12月28日に工事が完了しております。現在、奈良国道事務所において、前回未施工の白山神社付近における道路改良工事について、平成23年夏頃の発注に向け、手続きが

進められております。

次に、三室交差点計画及び道路構造につきましては、沿道地元自治会のご意見を踏まえ、警察と道路計画についての協議を行っており、奈良国道事務所と調整を図り早期に道路計画が決定できるよう努力してまいります。

また、稲葉車瀬区間及び岩瀬橋の早期完成、並びに五百井・興留区間の用地取得につきましては、国土交通省道路関係部局に対しまして、積極的な予算確保についての要望活動を行ったところであります。

次に、「国道25号竜田大橋付近の歩道整備」についてであります。

これまでに、関係者の皆様のご協力により、土地の境界の立会いや建物等の補償調査が行われ、現在は、土地の境界確定作業及び補償額の算定などが進められております。今後、早ければ、平成23年の夏頃には用地買収についてのご協力をお願いする予定と聞いております。

次に、「公共下水道の整備」についてであります。

まず、整備状況につきましては、2ヶ年の継続事業として本町の主要な幹線である稲葉汚水幹線工事に着手いたしました。

また、面整備工事では9路線のうち小吉田1丁目、龍田2丁目地内の2路線が完了し、残る7路線においても3月末の完成に向けて順調に工事を進めており、約10ヘクタールの整備完了を見込んでおります。

今後も、主要な幹線及び面整備を効率的に進め下水道区域の拡大に努めてまいります。

次に、「斑鳩町文化財活用センターの運営」についてであります。

まず、冬季企画展を、昨日、2月24日から3月29日までの予定で開催することとしており、平成16年度の法隆寺南大門の東側門前広場整備に伴う発掘調査において出土した、飛鳥時代の貴重な出土品を展示しております。出土品の中には、焼けた壁画片を含む壁土や瓦が多量に含まれておりますことから、聖徳太子が建立した法隆寺が罹災したことを証明する重要な調査成果として、大変、注目されたものであります。

また、今回の展示物は、平成17年度に史跡法隆寺旧境内におきまして出土した壁画片の展示会以来、約5年ぶりの公開となり、当町の貴重な出土品を見学していただく絶好の機会でありますことから、多くの方々に来館いただけるよう広くPR等に努めてまいります。

また、3月12日に、樋口隆康斑鳩町文化財活用センター長、3月27日には、官学

連携協定を結んでおります坂井秀弥奈良大学教授によります歴史講座を、中央公民館において開催することとしております。

それでは、本定例会に付議いたしました議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

はじめに、議案第1号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

新年度から、新たに斑鳩町景観審議会を設置することに伴い、この審議会の委員に支払う報酬及び費用弁償の額を定めるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第2号 斑鳩町老人医療費助成条例の一部を改正する条例についてであります。

奈良県の老人医療費助成事業が本年度で廃止されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第3号 斑鳩町心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例についてであります。

他の都道府県で療育手帳の交付を受けた人が、奈良県の療育手帳の交付を申請した場合、療育手帳が交付されるまでの間、他の都道府県等の療育手帳を奈良県の療育手帳とみなして心身障害者医療費助成事業の対象とするため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第4号 斑鳩町景観条例の一部を改正する条例についてであります。

斑鳩町景観計画を運用することに伴い、その運用に係る規定を定めるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第5号 平成22年度斑鳩町一般会計補正予算（第9号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,341万3千円を減額し、歳入歳出それぞれ83億6,765万1千円とするものであります。

それでは、主な補正の内容についてご説明いたします。

はじめに、歳入予算の補正では、第1款 町税、第1項 町民税で、現下の厳しい社会経済情勢の影響を受け、個人町民税で給与所得が当初の見込みを下回ることから、1,250万円の減額、また、法人町民税におきましても、製造業を中心とする各企業の業績が落ち込んでいることなどにより、1,350万円の減額の補正をお願いするもので

あります。

次に、第2項 固定資産税では、償却資産について当初の見込みを上回ることから、700万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第4項 たばこ税では、喫煙人口の減少や税率の改正に伴い、たばこ消費量が当初の見込みを下回ることから、650万円の減額補正をお願いするものであります。

次に、第14款 国庫支出金、第1項 国庫負担金では、私立保育園の広域入所に係る決算見込み等により保育所運営費負担金で、126万1千円の減額、国民健康保険に係る保険基盤安定負担金の交付決定に伴い、117万9千円の増額の補正をお願いするものであります。

次に、第15款 県支出金、第1項 県負担金では、国庫負担金と同様に保育所運営費負担金で、63万1千円の減額、国民健康保険保険基盤安定負担金で、911万円の増額の補正をお願いするものであります。

次に、第2項 県補助金では、県補助対象事業の増減により心身障害者医療費補助金で、75万5千円の増額、重度心身障害老人等医療費補助金で、72万円の減額、緊急雇用創出事業補助金の交付が見込まれることから、392万6千円の増額の補正をお願いするものであります。

次に、第16款 財産収入、第1項 財産運用収入では、各基金利子の決算見込みにより66万2千円の減額補正をお願いするものであります。

次に、第17款 寄附金では、ふるさと納税により教育費寄附金で27万3千円、総務費寄附金で3万円、福祉費寄附金で5万8千円、都市計画費寄附金で3万円の増額補正を行うものであります。なお、各基金への積立以外を希望された寄附につきましては、それぞれ希望される内容の事業費に充当しているところであります。

続きまして、歳出予算の補正であります。

まず、第2款 総務費、第1項 総務管理費では、職員の退職に伴う職員退職手当負担金、5,074万9千円の増額、岷瀬自治会集会所建設に係る損害賠償請求上告受理申立事件の弁護士報酬として、315万円の増額、財政調整基金等の各基金利子の決算見込みによる積立金及び繰出金として52万7千円の減額、総務費寄附金の文化振興基金への積立金として、3万円の増額の補正をお願いするものであります。

次に、第3款 民生費、第1項 社会福祉費では、国民健康保険事業の保険基盤安定繰出金及び国保財政安定化支援事業繰出金の確定に伴い、745万6千円の増額、福祉

費寄附金の福祉基金への積立金として、1万8千円の増額、老人福祉施設への入所措置者が1名増加したことから、58万3千円の増額、心身障害者医療費助成金及び重度心身障害老人等医療費助成金が当初の見込みを上回ることから、合わせて529万円の増額の補正をお願いするものであります。

また、介護保険事業特別会計における、介護給付費が当初の見込みを上回ることから、町の負担額828万2千円の増額、後期高齢者医療では広域連合から示された療養給付費負担金の増として857万9千円の増額の補正をお願いするものであります。

次に、第2項 児童福祉費では、保育園において、広域入所の入所希望者が当初の見込みを上回ることから、68万7千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第4款 衛生費、第1項 保健衛生費では、子宮頸がんワクチン等予防接種事業に係る事務が増加したことなどにより、職員の時間外勤務が増加したことから、138万7千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第7款 土木費、第4項 都市計画費では、公共下水道事業特別会計への繰出金、944万円の減額補正をお願いするものであります。

次に、第9款 教育費、第5項 社会教育費では、教育費寄附金の斑鳩の里歴史文化遺産保存・活用基金への積立て14万5千円の増額補正をお願いするものであります。

また、第6項 保健体育費では、教育費寄附金のスポーツ振興基金への積立金として5万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第11款 公債費では、本年度の定時償還に係る利子額が確定したことから、1,741万2千円の減額補正をお願いするものであります。

最後に、第12款 予備費につきましては、今回の予算補正に要する財源といたしまして、7,244万円の充当をお願いするものであります。

なお、本補正予算では、諸般の事情により本年度会計において予算の支出を見込めない事業がありますことから、繰越明許費として、土地改良事業で500万円、道路新設改良事業で1,440万円、浸水対策事業で300万円を予算計上させていただいております。

また、JR法隆寺駅周辺整備事業につきましては、繰越額を4,027万8千円に変更させていただいております。

次に、議案第6号 平成22年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,380万3千円を追加し、歳入歳出それぞれ34億1,782万1千円とするものであります。

まず、歳入予算の補正では、第2款 国庫支出金、第1項 国庫負担金で、医療給付費に係る保険基盤安定繰入金の確定に伴い、279万5千円の減額補正をお願いするものであります。

また、第2項 国庫補助金では、国庫負担金と同様の理由により、39万1千円の減額補正をお願いするものであります。

次に、第3款 療養給付費等交付金では、退職被保険者等に係る療養給付費の増加に伴い、1,380万3千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第5款 県支出金では、国庫支出金と同様の理由により、30万3千円の減額補正をお願いするものであります。

次に、第8款 繰入金では、保険基盤安定繰入金及び財政安定化支援事業繰入金の確定により、745万6千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第10款 諸収入では、本予算補正から生じた財源を、歳入欠かん補填収入で調整することとしたことから、396万7千円の減額補正をお願いするものであります。

一方、歳出予算の補正では、第2款 保険給付費、第1項 療養諸費で、退職被保険者等療養給付費が当初の見込みを上回ることから、1,380万3千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、議案第7号 平成22年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ202万円を追加し、歳入歳出それぞれ11億8,619万7千円とするものであります。

まず、歳入予算の補正では、公共下水道への接続件数の増加に伴い、第1款分担金及び負担金で、700万円の増額、第2款 使用料及び手数料で、446万円の増額、第4款 繰入金ではこれらの収入増に伴い、944万円の減額補正をお願いするものであります。

一方、歳出予算の補正では、第1款 公共下水道費 第1項 下水道管理費で、汚水処理費用の増加に伴い、流域下水道維持管理負担金で202万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、議案第8号 平成22年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）に

ついてであります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,969万4千円を追加し、歳入歳出それぞれ16億8,712万7千円とするものであります。

まず、歳入予算の補正では、介護給付費が当初の見込みを上回ることから、第3款 国庫支出金で、1,290万8千円、第4款 支払基金交付金で、1,987万8千円、第5款 県支出金で、862万6千円、第8款 繰入金で、828万2千円の増額補正をお願いするものであります。

一方、歳出予算の補正では、第2款 介護給付費において、6,626万円の増額補正をお願いするものであります。

また、基金積立金においては、減額補正をお願いするものであります。

次に、議案第9号 平成22年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。

まず、収益的支出であります。平成21年度企業債借入分6千万円の借入利率が確定したことによる支払利息の増に伴い、営業外費用・支払利息、125万3千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、資本的収支では、早期に財政健全化が図られるよう、高金利に係る負担の軽減を目的とした財政融資資金の繰上償還の承認を得たこと等によりまして、資本的収入の企業債で、繰上償還金の借換債の財源に充当するため、1億2,500万円の増額、資本的支出の企業債償還金で、繰り上げ償還金として1億6,450万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、議案第10号 平成23年度斑鳩町一般会計予算についてであります。

平成23年度一般会計予算は、総額77億7千万円を計上しております。前年度と比較して、3億9千万円、5.3%の増となっております。

増額の主な要因といたしましては、子ども手当及び障害福祉に係る財政需要の増、子宮頸がんワクチン等予防接種費用の増、（仮称）地域交流館の整備、可燃ごみ積み替え施設の整備、幼稚園エアコンの整備、中央公民館のリニューアル等に伴う増によるものであります。

それでは、平成23年度一般会計予算案の内容につきまして、歳入予算からご説明申し上げます。

はじめに、「平成23年度の地方財政計画」についてであります。

地方財政計画の総額は、前年度比0.5%増の8兆2,054億円となっております。

平成23年度の地方財政計画は、全国的な傾向として企業収益の回復等により、地方税収や地方交付税の原資となる国税収入が増加する一方、社会保障関係経費の自然増や公債費が高い水準で推移すること等により、人事院勧告等に伴い給与関係経費が減少してもなお、依然として大幅な財源不足が生じる見込みであり、地方財政の運営は引き続き厳しい状況にあります。

このため、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額は、平成22年度の総額を下回らない水準を確保し、地方交付税については4,799億円が増額され、1兆7,734億円を確保されたところであります。

また、依然として、国の財政事情は厳しく、税制や社会保障制度の抜本改革も一向に進まないなか、極めて厳しい財政運営を強いられている地方の切実な実情を、国に強く訴えてまいります。

それでは、新年度予算に計上いたしました主な歳入予算につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、本町の主要な財源である町税では、2億7,850万円を計上しております。前年度と比較して、2,720万円の減額となっております。

まず、町民税におきましては、依然として、個人所得の減少や企業業績の悪化などにより、前年度と比較して、3,580万円の減となっております。

次に、固定資産税、都市計画税では、平成23年度は評価の据え置き年度であるため、地価下落に伴う時点修正を行います。大規模店舗の出店、及び低調ではあるものの住宅需要が増加していること、事業者の設備投資に若干の持ち直しの傾向が見られることなどにより、前年度と比較して、1,970万円の増となっております。

次に、軽自動車税は、普通車の買い替え需要が一部軽自動車に流れていると見られることなどにより、前年度と比較して、70万円の増となっております。

また、たばこ税は、成人人口の減少や高齢化等の構造的な要因に加え、健康意識の高まり、昨年10月からの税率の引き上げ等の影響により、販売数量の減少が見込まれることなどから、前年度と比較して、1,180万円の減となっております。

次に、地方譲与税及び地方交付税をはじめとする各種交付金につきましては、国の地方財政見通しや県の提供資料などを基に、それぞれ見込額を計上しております。このな

かで、普通地方交付税は18億450万円となっており、自治体の社会保障関係経費の伸びなどに配慮されたため、前年度予算と比較して3億4,070万円、23.3%の増となっております。

次に、特別地方交付税につきましては、2億4千万円となっておりますが、算定方法の見直しが行われ、平成23年度には特別交付税の交付割合を6%から5%に引き下げて普通交付税に移行されるものであり、前年度予算と比較して4千万円、14.3%の減となっております。なお、最終的には、平成24年度に交付割合を4%にまで引き下げることが決定されております。

次に、国・県支出金では、それぞれの補助制度を最大限に活用しながら、事務事業の財源確保に努めたところであります。

まず、国庫支出金では、障害者介護給付・訓練等の給付に係る自立支援給付費負担金や3歳未満の子ども手当交付金が増額となることから、前年度と比較して、7,657万円増の8億1,318万5千円を計上しております。

次に、県支出金では、子ども手当交付金や子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業補助金などが増額となることから、前年度と比較して、2,134万5千円増の3億9,789万7千円を計上しております。

次に、繰入金では、新年度においては財政調整基金からの繰入れを行わず、減債基金繰入金8千万円を計上しております。これは、平成18年度に発行しました住民公募債の償還を迎えますことから、計画的に積み立てておりました8千万円を取り崩し、償還に充当するものであります。

最後に、町債では、6億3,560万円を計上しております。前年度と比較して、1,150万円の減額となっております。これは（仮称）地域交流館の整備や幼稚園保育室・遊戯室へのエアコンの設置、中央公民館のリニューアルなどに係る財源を確保するとともに、引き続き、地方一般財源の不足に対処するため発行される臨時財政対策債の活用を図るものであります。

続きまして、歳出予算の内容についてであります。

それぞれの款ごとに、新年度で取り組む主な事業につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、第1款 議会費であります。新年度は1億3,968万8千円を計上しております。前年度と比較して、4,101万8千円の増額となっております。

平成23年6月1日をもって、地方議会議員年金制度が廃止されることに伴い、年金

給付に要する費用の財源として、各地方公共団体が公費で負担することになり、共済費として議員共済組合負担金、4,288万7千円を計上しております。

議員皆様におかれましては、本町の発展のため、多岐にわたり活発に議会活動を行っていただいていることに対しまして、深く感謝を申し上げます。今後におきましても、本町が抱えるさまざまな課題を乗り越えていくため、ご意見を拝聴し、ご指導・ご協力を賜りながら、共に町政の推進にあたってまいりたいと考えております。

続きまして、第2款 総務費であります。新年度は、9億952万9千円を計上しております。前年度と比較して、5,957万5千円の増額となっております。

1点目は、コミュニティづくりについてであります。

自治会は、地域コミュニティの核となる大変重要な活動団体であり、安全・安心のまちづくりにおきましても、人と人とのつながりや地域の絆は大切なものであることから、コミュニティの活性化の促進を支援するとともに、活動拠点を充実するための地域集会所整備の支援を行ってまいります。

さらに、自治会という枠を越えた広域的なコミュニティ活動の支援のため、その活動拠点として（仮称）地域交流館の整備に取り組んでまいります。この（仮称）地域交流館につきましては、次にあります「住民と行政の協働によるまちづくり」を推進するコミュニティ活動の拠点にもなるものであります。

また、友好都市交流の推進につきましては、新たな友好都市の提携といたしまして、平成24年2月11日に、法隆寺の食封として当町とつながりのある小田原市と友好都市提携を締結することとしております。

また、同日に、災害時における救援物資の提供や職員派遣、応急対策、応急復旧を円滑に遂行できるよう、災害時等相互応援に関する協定を締結することとしております。

この友好都市提携に向けては、小田原市と斑鳩町の住民皆様がお互いの町の文化・観光・物産などを知ることにより、関心を抱き、気運が盛り上がるよう、小田原市において、物産等の紹介のための「観光展」や斑鳩の歴史・文化の情報発信のための「斑鳩の飛鳥時代展」などの開催を計画しております。

2点目は、住民の参加と協働についてであります。

まず、第4次斑鳩町総合計画の重点テーマである「参加と協働」のまちづくりにつきまして、住民と行政が連携して各種施策に取り組むものであります。平成23年度から2ヶ年計画で「参加と協働のまちづくり推進事業」に取り組み、「参加と協働」のまち

づくりに関する条例や指針、支援体制などの仕組みづくり、また、現在行われている住民活動の調査及び先進地の事例調査・研究等を行い、それらの活動・育成を支援してまいります。

また、情報発信につきましては、引き続き、町広報紙やホームページ、行政出前講座などを通じて、各種行政サービスなどの情報を積極的に発信してまいります。

3点目は、行財政についてであります。

財政健全化につきましては、引き続き、積極的な行財政改革に取り組み、事業の選択による財源の重点的・効率的な配分を行い、実効性を最大限に高めてまいります。

次に、住民の生活スタイルの多様化に対応するため、新たな公金収納の方法として、コンビニ収納、ペイジー収納を導入し、納税者等の利便性の向上を図ることとし、平成24年4月からの運用開始に向け、システム整備等を行ってまいります。

また、外国人住民の利便性の向上等を図るため、外国人住民を住民基本台帳法の適用対象に加えることとする改正住民基本台帳法の施行が予定されており、平成24年7月からの運用開始に向け、システム改修を行ってまいります。

続きまして、第3款 民生費であります。新年度は、24億7,928万8千円を計上しております。前年度と比較して1億746万1千円の増額となっております。

1点目は、次世代育成についてであります。

平成22年3月に策定いたしました「斑鳩町次世代育成支援後期行動計画」に基づき、住民・事業所・行政等が、互いに連携・協力し合い、次代を担う子どもたちの可能性を豊かに伸ばすため、「親と子の笑顔きらめく子育て応援のまちづくり」を推進してまいります。

また、子育てサポーター養成講座等を新しく開催し、子育てサポーターの育成支援の充実を図り、「ファミリー・サポート・センター事業」の実施に向けて取り組んでまいります。

2点目は、高齢者福祉についてであります。

急速な少子高齢化の進展、核家族化など家族構成の変化などに対応し、高齢者が生き生きと暮らせるよう、第5期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の策定を進めてまいります。

また、「高齢者ふれあいサロン」等の地域コミュニティづくりに取り組み、安全・安心で、暮らしやすい地域づくりを進めてまいります。

3点目は、障がい者福祉についてであります。

新年度では現行の斑鳩町障害福祉計画の見直しを行い、第3期斑鳩町障害福祉計画の策定を進め、住み慣れた地域で自分らしく生活できるよう、障がい者の自立支援及び社会参加の促進に努めてまいります。

4点目は、社会保障についてであります。

引き続き、子どもや障がいのある人の医療費の助成などを行い、対象者の経済的な負担の軽減を図ってまいります。

次に、第4款 衛生費であります。新年度は、9億3,738万7千円を計上しております。前年度と比較して6,394万円の増額となっております。

1点目は、子育て支援と健康づくりについてであります。

まず、子育て支援につきましては、引き続き、「安心して産み育てるいかるがっ子プラン（斑鳩町母子保健計画）」に基づき、妊娠期から産褥期、育児期、思春期のそれぞれのライフステージにあわせた事業に取り組んでまいります。

また、その取組みの充実を図ることから、本年度に、妊婦一般健康診査に白血病の原因ウイルスの抗体検査等に係る費用の助成、新たに生後5ヶ月から1歳6ヶ月未満の乳幼児を対象とした助産師等による「乳幼児訪問」、及び、ヒブワクチンや小児用肺炎球菌ワクチン、子宮頸がんワクチンの全額助成等を実施したところであり、さらに、新年度には、乳幼児健診での心理相談員による相談回数を充実してまいります。

次に、健康づくりにつきましては、住民の皆様、一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むことを目的として、「健康いかるが21計画」を「斑鳩町健康増進計画」に改称することとしております。

また、新たに、こころの健康に関する講演会や精神相談員による心の健康相談を実施するとともに、住民皆様の健康づくりを積極的に推進するための「保健センターサポーター」を養成し、運動普及ボランティア・食生活改善推進員・町栄養士会などの皆様と、協働による「健康づくりモデル事業」に取り組んでまいります。

また、脳ドック健診では、より多くの方に受診していただけるよう、助成対象人数を100人から150人に増やし、引き続き、健診費用の一部助成を実施してまいります。

2点目は、環境保全についてであります。

21世紀のキーワードは「環境」と言われて久しいわけですが、現在の環境問題は地球温暖化など地球規模のものから身近なものまで幅広く、また、複雑であり、深

刻さは増しております。私たちの生活は、地球環境に多大な影響を与えておりますが、言い換えますと、地球環境を守ることは、私たちの生活を守ることとなります。

そのため、「環境教室」や「自治会別環境問題学習会」をはじめ、「地球温暖化防止事業」として体験型学習などを実施し、環境保全意識の向上と環境にやさしい行動を起こす機会の提供に努めてまいります。

また、「地球にやさしい生活推進協議会」や「こどもエコクラブ」など、環境保全活動への取組みに対し、さまざまな支援を行いながら、人材、組織の育成に努めてまいります。

次に、ごみ処理につきましては、資源の浪費、無駄を無くし、脱焼却、脱埋立てをめざす「ゼロ・ウェイスト」を推進するとともに、その周知啓発のため「ゼロ・ウェイストフェスティバル」を開催してまいります。

また、平成24年度から衛生処理場での焼却処理を廃止した後、可燃ごみの焼却処理については、業者委託することとしておりますが、廃棄物運搬効率を高めるため、積み替え施設を整備してまいります。

続きまして、第5款 農林水産業費であります。新年度は、1億320万2千円を計上しております。前年度と比較して、839万9千円の減額となっております。

まず、農業については、農地の保全と生産力向上による農業経営の安定化に向けて、農道や農業用水路などの基盤整備を進めるとともに、地元の土地改良区・水利組合などが施工する基盤整備に対して支援してまいります。

また、引き続き、遊休農地解消に向けた実態調査を行い、農地の有効利用促進や地域の特性を活かした付加価値の高い農業への取組みを誘導してまいります。

また、生産調整推進対策については、本年度より実施されました戸別所得補償モデル対策が本格実施されるのに伴い、国の助成を受けながら円滑に実施できるように取り組んでまいります。

続きまして、第6款 商工費であります。新年度は9,049万3千円を計上しております。前年度と比較して、163万1千円の増額となっております。

1点目は、商工業についてであります。

景気の低迷が続くなか、商工業者に経営支援サービスの提供活動をしている商工会に対して、引き続き、財政支援を行うとともに、「なら観光ビジネスカレッジ斑鳩」を開催するなど、商工業や観光ビジネスの振興につながる実践的な取組みを支援してまいります。

ます。

2点目は、観光についてであります。

本町の歴史ある文化財と商業や農業が融合した観光を創造し、新たな観光客の確保や滞在型観光への移行を促進するため、商工業者や農業者、観光協会と連携を図りながら、法隆寺iセンターやJR法隆寺駅観光案内所を拠点として、観光及び地域情報を積極的に発信してまいります。

また、引き続き、能楽「金剛流」の里帰り公演としての「観月祭」、地元観光・商工の活性化を目的とした「斑鳩市」等を開催してまいります。

続きまして、第7款 土木費であります。新年度は、8億1,209万5千円を計上しております。前年度と比較して3,422万6千円の増額となっております。

1点目は、風景・景観についてであります。

景観形成作物として斑鳩三塔周辺地区で栽培しているコスモスにつきまして、斑鳩の歴史文化と田園風景が調和し、多数の観光客等が訪れ、にぎわいが定着しつつあることから、引き続き、実施してまいります。

2点目は、道路・交通網についてであります。

道路の新設改良につきましては、安全安心で快適な道路環境の整備に向けて、継続路線を中心にパークウェイとの取付け道路、生活道路の新設改良を進めてまいります。また、未登記道路の整理につきましては、既に地域の生活道路になっている箇所を底地整理を行ってまいります。

また、橋りょう長寿命化計画については、道路交通の安全性を確保する上で、計画的かつ予防的な橋りょうの維持管理を行い、橋りょうの長寿命化によるコスト縮減を図るため策定してまいります。

また、浸水対策につきましては、庁内に浸水対策検討会議を設置し、浸水対策基本計画の策定及び水路の改修等を検討しており、計画的かつ着実に浸水対策を進めてまいります。

3点目は、住宅・生活環境についてであります。

まず、JR法隆寺駅周辺整備については、新年度では、主に駅北口の町道312号線の整備を段階的に進めてまいります。なお、路線東側の用地取得費や無電柱化整備工事費については繰越明許費として平成22年度一般会計補正予算（第9号）に上程しておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

また、公園施設の維持管理については、遊具施設や付帯施設の安全点検と植栽の剪定等の実施により、適正な維持管理に努めてまいります。

続きまして、第8款 消防費であります。新年度は3億4,592万9千円を計上しております。前年度と比較して1,984万8千円の増額となっております。

まず、老朽化に伴う消防第三分団ポンプ車輛の更新を行い、また、自衛消防団や消防施設の整備を行う自治会に支援を行うとともに、地区別防災訓練の実施や災害物資の備蓄を行ってまいります。

また、西和消防組合との連携をはじめ、住民皆様の生命と財産を守る町消防団の活動の充実を図り、地域における消防力の一層の強化に努めてまいります。

続きまして、第9款 教育費であります。新年度は8億8,152万円を計上しております。前年度と比較して6,139万8千円の増額となっております。

1点目は、歴史文化についてであります。

昨年3月に開館しました斑鳩町文化財活用センターは、史跡藤ノ木古墳のガイダンス機能を有した当町の歴史や文化の拠点施設として、これまでに、特別展「国宝藤ノ木古墳出土品里帰り展」や「斑鳩の古墳展」など季節ごとの展示会の開催、「こども考古学教室」の開催などを通じまして、情報発信に努めてまいりました。そして、昨年の11月には、来館者が1万人を超え、少しずつ、法隆寺や史跡藤ノ木古墳を訪れる方々の新たな観光ルートとして定着しつつあります。

新年度におきましても、特別展「国宝藤ノ木古墳出土品里帰り展」の開催をはじめ、古文書を用いた企画展など季節ごとの展示会を実施してまいります。

また、新たに歴史や文化の調査・研究事業として、町指定文化財への指定を視野に入れた古墳の墳丘測量など、町内に所在する貴重な文化財に対する調査・研究を推進してまいります。

また、史跡中宮寺跡につきましては、史跡整備に伴う発掘調査が完了しますことから、調査報告書の作成に向けた準備を進めるとともに、調査成果を総括するシンポジウムを開催し、歴史的意義等について明らかにしてまいります。

2点目は、生涯学習・生涯スポーツについてであります。

まず、生涯学習の充実については、引き続き、公民館教室や生涯学習講座など学習の場を提供するとともに、文化・芸術の振興を図るため文化芸術祭を開催するなど、一人ひとりが学ぶことで豊かな心を育み、みんなで助け合う、明るい、活力あるまちづくり

を進めてまいります。

また、図書館につきましては、住民皆様の「知」の原点である図書の更なる充実に努めるとともに、幼児・児童等を対象にしたブックスタート、絵本の広場、お話大好きなどの事業を展開し、幼児期等から読書習慣を身につけて、図書に親しみを持ってもらえるよう努めます。

また、聖徳太子歴史資料室につきましても、聖徳太子や斑鳩に関する資料の収集及び蔵書を紹介するとともに、地元の人物、出版物などを題材とした講座を開催いたします。

次に、生涯スポーツの充実ににつきましては、町民体育大会、いかるがの里・法隆寺マラソン、斑鳩三塔健康走ろう会などを開催し、住民皆様の健康、体力づくりの推進と住民相互の交流活動の向上を図ってまいります。

また、小田原市との友好都市提携記念事業として、小田原尊徳マラソンに参加し、友好都市締結の気運を高めてまいります。

また、生涯学習・生涯スポーツの推進体制の整備につきましては、引き続き、体育の奨励、普及のため、町体育協会の活動支援を行うとともに、総合型地域スポーツクラブ「元気クラブいかるが」の活動支援を進めてまいります。

次に、生涯学習・生涯スポーツ施設の充実ににつきましては、施設や設備を快適かつ安全に利用していただけるよう、常に施設の安全管理及び充実に努めております。中央公民館につきましては、施設の老朽化が進んでいることから、新年度から3ヶ年で改修工事を予定しており、改修工事の初年度にあたる平成23年度では、展示棟及びホワイエの内装、照明及び空調の改修工事を予定しております。

3点目は、学校教育についてであります。

きめ細やかな学習のもと、子どもたちの基礎学力の習得や豊かな個性の育成を図るため、30人学級編制の実施について、本年度に小学校の1年生から3年生及び中学校1年生に拡大いたしました。新年度におきましても、これを引き続き実施することとしており、必要な講師については町費により確保してまいります。また、特別支援教育や教科についても、町費講師を配置し、その充実に努めてまいります。

また、経済的理由により就学が困難な準要保護児童生徒に対する援助の対象費目について、これまでの通学用品や修学旅行費、医療費に加え、新たに、生徒会費、PTA会費及びクラブ活動費を追加してまいります。

学校教育施設の整備等につきましては、計画的に耐震補強を進めるため、新年度では、

斑鳩東小学校の耐震補強計画及び実施設計に取り組んでまいります。

次に、幼稚園教育につきましては、生きる力の基礎となる、健康な心と身体、他人と親しみ関わる力、言葉で表現する力、そして豊かな想像性などを養うため、特色のある幼児教育を推進してまいります。

また、昨年夏の猛暑を踏まえ、各幼稚園の保育室と遊戯室にエアコンを整備することとしております。

続きまして、第10款 災害復旧費であります。新年度は400万6千円を計上しております。前年度と比較して400万円の増額となっております。

青少年野外活動センター進入路路肩の一部崩落の復旧工事を実施するもので、崩落箇所への復旧や進入路への土砂流入を防ぐための防護柵工事を実施してまいります。

最後に、第11款 公債費につきましては、10億2,686万3千円を計上しております。前年度と比較して、1,530万2千円の増額となっております。

昭和59年度及び昭和60年度に発行しました庁舎建設事業や平成11年度に発行しましたふれあい交流施設建設事業などが完済のため減額となったものの、平成20年度に発行しましたJR法隆寺駅周辺整備事業や生き生きプラザ斑鳩建設事業の元金償還が開始となること等により増額となっているところであります。

次に、議案第11号 平成23年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算についてであります。

予算総額は、歳入歳出それぞれ29億1,150万円を計上しております。前年度と比較して1,600万円、0.5%の減となっております。

国民健康保険制度につきましては、国の動きに注視しながら、必要な対応を進めるとともに、地域医療の安定的な提供に資するため、着実な事務の執行に努め、円滑な運営を心掛けてまいりたいと考えております。

まず、歳入予算では、国保税収入として、7億1,360万3千円を計上しております。

国庫支出金では、療養給付に係る負担金や財政調整交付金等で7億1,341万4千円を、前期高齢者交付金では、65歳から74歳までの前期高齢者の偏在による保険者間の不均衡を調整する交付金として、7億4,915万5千円を計上しております。

そのほか、療養給付費等交付金で8,330万6千円、県支出金で1億3,559万3千円、共同事業交付金で3億562万4千円を計上しております。

また、繰入金では、事務経費や出産育児一時金、保険基盤安定などの繰入れとして、2億775万1千円を計上しております。この繰入金では、引き続き、介護納付金の不足分に係る一般会計からの支援を含んでおります。

一方、歳出予算では、歳出総額の約7割を占める保険給付費につきましては、前年度とほぼ同額の20億2,335万円を計上しております。

その他、主な費用として、後期高齢者支援金等で3億3,165万8千円、介護納付金で1億5,057万円、共同事業拠出金で3億767万6千円を計上しております。

また、保健事業費では、人間ドック受診費用助成金の対象人数を100人から120人に拡充する費用及び特定健康診査の費用等として、2,881万5千円を計上しております。

次に、議案第12号 平成23年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算についてであります。

予算総額は、歳入歳出それぞれ336万7千円を計上しております。前年度と比較して8万円、2.3%の減となっております。

まず、歳入予算では、前年度からの繰越金336万5千円を計上しております。

一方、歳出予算では、当該財産区の維持管理に要する経費として、43万6千円を計上しております。

また、経費を差し引いた残額293万1千円を予備費として計上しております。

次に、議案第13号 平成23年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算についてであります。

予算総額は、歳入歳出それぞれ12億8,430万円を計上しております。前年度と比較して9,460万円、8.0%の増となっております。

新年度は、面整備工事として、新たに稲葉車瀬地区や龍田北2丁目地区などの面整備に着手し約11ヘクタールを予定しております。

また、主要な幹線では、平成22年度と平成23年度の2ヶ年の継続事業として取り組んでいる稲葉污水幹線工事の完成を予定しており、新たに岡本污水幹線工事を平成23年度から平成25年度までの3ヶ年の継続事業として取り組んでまいります。

まず、歳入予算では、公共下水道への接続として170件を見込み、加入負担金では1,700万円、下水道使用料では前年度より1,515万円増の8,900万7千円を計上しております。

国庫支出金では、社会資本整備総合交付金として、前年度より5千万円増の3億5千万円を要望し計上しております。

一般会計繰入金では、前年度より1,361万5千円増の4億4,137千円を計上し、町債では前年度比で6.4%増の4億2,130万円を計上しております。

一方、歳出予算では、公共下水道費で、前年度より13.3%増の8億6,090万3千円を計上しております。

また、流域下水道費では、722万3千円、公債費では、前年度より473万2千円増の4億1,617万4千円を計上しております。

次に、議案第14号 平成23年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算についてであります。

予算総額は、歳入歳出それぞれ16億7,260万円を計上しております。前年度と比較して5,840万円、3.6%の増となっております。

新年度は、第4期介護保険事業計画の3年目の年度となり、その運営につきまして引き続き円滑な実施を目指し鋭意取り組んでまいります。

まず、歳入予算では、保険料収入といたしまして3億4,705万8千円を計上しております。国庫支出金では3億3,417万円9千円、支払基金交付金では4億7,929万4千円、県支出金では2億4,231万2千円を計上しております。一般会計繰入金といたしましては、2億4,813万5千円を計上しており、内訳といたしまして、介護給付費繰入金として1億9,832万2千円、地域支援事業費繰入金として748万円、職員給与や事務費等に係る繰入金として4,233万3千円となっております。

一方、歳出予算では、本年度までの実績をもとに、居宅サービス、施設サービス、介護予防サービス等の費用として15億8,656万5千円を計上しております。介護サービスを必要とする方やその家族が安心して介護サービスを受けることができるよう、引き続き、サービスの安定的な供給及びその質の向上等に努めてまいります。

また、介護予防の推進につきましては、寝たきりなど介護が必要な状態にならないよう、心身の衰えを予防・改善するため、福祉課、保健センター、地域包括支援センターが連携して介護予防に努めてまいります。

次に、議案第15号 平成23年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

予算総額は、歳入歳出それぞれ2億8,560万円を計上しております。前年度と比

較して2, 240万円、7.3%の減となっております。

現行の後期高齢者医療制度を廃止した後の新たな制度の構築につきましては、予断を許さない状況となっておりますが、具体的な制度設計の動きに注視しながら、必要な対応を進めてまいります。

まず、歳入予算では、後期高齢者医療保険料収入として、2億2,879万3千円を計上しております。

また、繰入金では、広域連合の運営に係る事務費用や保険基盤安定などの繰入れとして、5,572万2千円を計上しております。

一方、歳出予算では、その大半を占める後期高齢者医療広域連合納付金で、2億7,928万8千円を計上しております。

この納付金は、被保険者から納入のあった保険料や一般会計から繰り入れた広域連合の運営に係る事務費用、保険料軽減補てんに係る保険基盤安定負担金を広域連合へ納付するものであります。

次に、議案第16号 平成23年度斑鳩町水道事業会計予算についてであります。

収益的収入及び支出につきましては、水道事業収益で7億2,925万1千円、前年度と比較して1,179万円、1.6%の減となっております。

まず、主な収入といたしましては、給水収益で7億446万円を計上しており、前年度と比較して117万円の減額となっております。

水道事業費用では、7億2,757万4千円、前年度と比較して1,975万1千円、2.6%の減であります。

一方、主な支出といたしましては、自己水の安定供給を図るため、浄水設備の修繕費で885万円、県水受水費で3億1,605万円、配水管・給水管破損修繕費等で2,550万円、減価償却費・資産減耗費では、前年度と比較して1,197万9千円増の1億5,160万円、企業債利息では、前年度より1,034万9千円減の2,884万8千円を計上しております。このことから、新年度の消費税を除く損益見込額は、約764万円の利益を見込んでおります。

次に、資本的収入及び支出につきましては、資本的収入で1億5,423万5千円、前年度と比較して475万1千円、3%の減であります。

まず、主な収入といたしましては、企業債で8千万円、国庫補助金で877万7千円を計上しております。工事負担金では、公共下水道関連工事の減少等によりまして、前

年度より2,330万6千円減の6,545万8千円を計上しております。資本的支出では、3億5,316万7千円、前年度と比較して4,760万7千円、15.6%の増であります。

一方、主な支出といたしましては、配水設備改良費で、前年度より、3,945万4千円減の1億1,755万6千円、浄水場設備改良費で、三井浄水場計装設備改修工事及び北部配水池改修に伴う設計費で1億1,500万円、取水設備費では、取水井戸の整備工事で900万円、企業債償還金で1億1,104万3千円を計上しております。

次に、諮問第1号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについてであります。

現委員の已波美津子氏の任期が、平成23年6月30日をもって満了となることから、引き続き、已波美津子氏を推薦いたしたく議会の意見を求めるものであります。

次に、認定第1号 町道認定についてであります。

開発道路の帰属による9路線、位置指定道路の寄付による2路線、道路新設改良事業による1路線の合計12路線の認定をお願いするものであります。

次に、同意第1号から同意第7号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その1）から（その7）についてであります。

中面達也氏、向平 羨氏、今井温子氏、岡田義治氏、吉川裕子氏、中江旭博氏及び秦嘉廣氏の任期が、平成23年3月31日をもって満了となることから、中面達也氏、向平 羨氏、岡田義治氏及び吉川裕子氏におかれては、引き続き、選任することについて、また、今井温子氏の後任として新たに吉田尚子氏を、さらに公募により松本了洋氏及び吉田建四郎氏を委員に選任することについて、同意を求めるものであります。

次に、報告第2号 平成23年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告についてであります。

平成23年度の斑鳩町文化振興財団の収支予算額は、1億5,768万1千円で、前年度と比較して72万7千円、0.5%の増となっております。

平成23年度事業計画につきましては、自主事業として17事業を計画し、事業費は2,117万6千円となっております。

地域住民が出演される住民参加型事業を6事業、芸術文化鑑賞型事業を8事業、地域文化を育成する育成型事業を3事業、計画しております。また、受託事業として2事業を計画しており、事業費は50万円となっております。

次に、斑鳩町文化振興センターの管理及びホール運営では、ホール管理運営事業費として、1億856万2千円を計上しております。指定管理料収入として8,548万6千円、施設使用料収入で2,307万6千円を見込んでおります。また、図書館管理事業費では、1,429万8千円を計上しております。

引き続き、地域文化の創造と活動の拠点として、サービスの向上に努め、その機能を最大限に発揮させるとともに、多様な住民ニーズに応えられるよう努めてまいります。

次に、報告第3号 平成23年度斑鳩町土地開発公社事業計画の報告についてであります。

まず、平成23年度事業計画につきましては、取得、処分ともに計画しておりません。また、今後、土地開発公社につきましては、重要施策に柔軟に対応できるよう当面存続させるものの、その状況により廃止の時期を検討してまいりたいと考えております。

次に、報告第4号 斑鳩町国民保護計画変更の報告についてであります。

国民保護計画につきましては、国民の保護に関する基本指針の変更に伴い、安否情報システムの本格運用による安否情報の収集・提供方法などが変更されたため、所要の変更を行いましたので、議会に報告するものであります。

以上をもちまして、提案いたしましたそれぞれの議案につきましての概要説明とさせていただきますが、いずれの議案につきましても温かいご審議を賜りまして、原案どおり議決又は承認を賜りますようお願い申し上げます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君）　　ここでお諮りいたします。

本日提出されております議案について、ただいま町長から総括提案説明を受けましたので、日程24、諮問第1号、日程26、同意第1号、日程27、同意第2号、日程28、同意第3号、日程29、同意第4号、日程30、同意第5号、日程31、同意第6号、日程32、同意第7号、日程33、報告第2号、日程34、報告第3号、日程35、報告第4号を除く町長提案の17議案については、会議規則第39条第3項の規定により提案説明を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君）　　異議なしと認めます。よってこれより議事日程に従い議事を進めてまいります。

日程8、議案第1号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） この条例の方に新たに加えていくという審議会なんですけれども、これについて確認だけさせていただきたいと思っております。所管、そしてまたこの審議会の事務局となる担当課はどこになるのか。

それと、この問題というのは、その事務局だけでは問題解決出来るというふうには私は思っておりませんが、この審議会の内容を検討する庁舎内での組織というんですか、そういうものというのはい用意をされているのかどうか、どういう形になっているのか、その辺がちょっとよく見えてないので、この際ですので、確認をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（中西和夫君） 池田副町長。

○副町長（池田善紀君） まずは、この審議会につきましては、景観条例がございます。景観条例の中に審議会を置くとなっておりますので、担当は都市整備課でございます。これにつきましては、この審議会、景観計画を、今、策定いたしました。この景観計画の策定を見直しするときには、審議会の意見を聞くとなっておりますことから、当然都市整備課。また、色んな広告が、景観がありまして、これを拒否する場合がございます。認められない。これについても、特段必要とする場合は景観審議会の意見を聞くとなっておりますので、当然都市整備課となっておりますので、すべて都市整備課の方で事務担当をするということになってまいります。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） ということは、庁内での体制というのは、特にこの審議会の審査を行っていただく、審議を行っていくための準備をするのは都市整備課だけであって、その前段として庁舎内で職員同士で意見を交換し合う場というんですか、色々意見を出し合う場というものは、用意というのか想定はされていないというふうに、今の答弁では、こちらの方としては理解してよろしいのでしょうか。

○議長（中西和夫君） 池田副町長。

○副町長（池田善紀君） この景観審議会、今、役割を申し上げましたけども、そのようなことは主たる所管となっておりますので、事前の各課の協議は要しないとなっております。ただ、特に将来的にどういう案件が上がってくるかもわかりませんが、そんな場合がありましたら、当然ながら事前に係で調整を行うということになってこようか

と考えております。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） およそ審議会のあり方というのは、ほかの委員会などと並べて書かれる上においては、今、一定の枠組みだけ聞かせていただきました。あと、もう少し聞きたいことは、次の議案第4号で聞かせていただくことといたします。

○議長（中西和夫君） ほか、ございませんか。これをもって議案第1号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第1号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程9、議案第2号 斑鳩町老人医療費助成条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって議案第2号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第2号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて、日程10、議案第3号 斑鳩町心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって議案第3号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第3号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて、日程11、議案第4号 斑鳩町景観条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） この条例改正につきましては、理解はしておりますけれども、少し尋ねておきたいというふうに思います。

この景観審議会を設置する、そしてまたこれまでありました斑鳩町景観計画策定委員会に関する項目は削除するということになっております。ここの委員数なんですけれども、委員数が妥当なのかどうかということについては私はよくわからないんですが、とりあえず景観計画策定委員会の委員数は何名おられて、そしてこちらの方の審議会というのは、どこかに5名ということで書かれていたと思うんですが、そしてその景観計画の委員と審議会の委員と重複をする方という、重複をしてしていただくというような考え方があるのかどうか、そういったところについてちょっと確認をさせていただきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） ただいまご質問いただきましたまず景観計画策定委員会の委員ですが、10名で構成をされております。それから、次に景観審議会でございますけれども、これは5名ということで予定をいたしております。その中の委員さんにつきましては、若干重複される方もあろうかというふうに考えております。

以上です。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） この条例はこの議会で改正していくものでありますので、余り先走ってもなんなんですけれども、委員さんというのは、やはり私は思いますけれども、審議会となりましたら、計画策定から5名減らして半分になると。半分になりますけれども、斑鳩町が景観行政団体としてきちっとやっていく中で、この審議会の重要性というものは、景観行政団体としては非常に重いものがあるのかなあ、委員数が5名というのはどうなんだろうかということで、ちょっと心配になっているところなんです。政策立案をしていくこと、それとそこに専門知識が必要であって、しかも民意を反映していかなければならない。こういう観点から、やはり委員さんを選択するというものについては、非常に重要なことになってくる。しかも、5名しかいらっしやらないということであれば、この委員会、審議会が機能を発揮していただくということについては、非常に頑張っていたかなあかんのかなあということで、少し心配をしております。そういうことで、あえて総括質疑をさせていただいたということですので、それについては、今後また、非常に委員さんの選択についても慎重に、より住民の皆さんのためになる方向で行っていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

○議長（中西和夫君） ほか、ございませんか。これをもって議案第4号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第4号は、建設水道常任委員会に付託いたします。

続いて、日程12、議案第5号 平成22年度斑鳩町一般会計補正予算（第9号）についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって議案第5号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第5号は、予算決算常任委員会に付託いたします。

続いて、日程13、議案第6号 平成22年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正

予算（４号）についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって議案第６号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第６号は、予算決算常任委員会に付託いたします。

続いて、日程１４、議案第７号 平成２２年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって議案第７号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第７号は、予算決算常任委員会に付託いたします。

続いて、日程１５、議案第８号 平成２２年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって議案第８号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第８号は、予算決算常任委員会に付託いたします。

続いて、日程１６、議案第９号 平成２２年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第２号）について議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって議案第９号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第９号は、予算決算常任委員会に付託いたします。

続いて、日程１７、議案第１０号 平成２３年度斑鳩町一般会計予算についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって議案第１０号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第１０号は、予算決算常任委員会に付託いたします。

続いて、日程１８、議案第１１号 平成２３年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって議案第１１号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第１１号は、予算決算常任委員会に付託いたします。

続いて、日程１９、議案第１２号 平成２３年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算

についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) これをもって議案第12号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第12号は、予算決算常任委員会に付託いたします。

続いて、日程20、議案第13号 平成23年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) これをもって議案第13号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第13号は、予算決算常任委員会に付託いたします。

続いて、日程21、議案第14号 平成23年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) これをもって議案第14号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第14号は、予算決算常任委員会に付託いたします。

続いて、日程22、議案第15号 平成23年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) これをもって議案第15号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第15号は、予算決算常任委員会に付託いたします。

続いて、日程23、議案第16号 平成23年度斑鳩町水道事業会計予算についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) これをもって議案第16号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第16号は、予算決算常任委員会に付託いたします。

続いて、日程24、諮問第1号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よって諮問第1号については、委員会付託

を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。清水総務部長。

○総務部長（清水建也君） それでは、諮問第1号の人権擁護委員の推薦について意見を求めることにつきまして説明をさせていただきます。

現委員であります已波美津子氏の任期が平成23年6月30日をもって満了となりますことから、已波美津子氏を引き続き推薦することについて議会のご意見を求めるものでございます。

それでは、議案書を朗読をさせていただきますして説明とさせていただきますたいと思います。

諮問第1号

人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて

標記について、下記の者を候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めます。

平成23年2月25日提出

斑鳩町長 小城利重

記

住 所 斑鳩町大字三井1576番地

氏 名 已波美津子

生年月日 昭和18年4月17日

なお、同氏の経歴につきましては、次のページに略歴として記載のとおりでございます。朗読は省略をさせていただきます。

以上をもちまして説明とさせていただきますが、何とぞ満場一致でご了承を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（中西和夫君） お諮りいたします。諮問第1号について、質疑討論を省略し、適任であるとの意見を付して答申することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって諮問第1号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについては、満場一致をもって適任であるとの意見を付し答申することに決定いたしました。

続いて、日程25、認定第1号 町道認定についてを議題とし、総括質疑をお受けい

たします。13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 今回の町道認定については、一度に12本上がってきたということで、私もちょっと見させていただいてたんですけども、これは12本共すべて開発に伴う寄附を受けたものというふうに理解をしてよいのかどうか、またそれとは別のものがあるのか。これ、幅員とか延長が結構ばらつきありますのでね、全部が全部そういうものでもないのかなあというふうなこともちょっと見ておったんですが、その点について1点目としてはお聞きいたしたい。

それと共に、こういうふうに認定に付す場合、寄附を受けたりするという場合、この受けるときの町としては何か基準というのか、そういうものを持っているのかどうか、これについてもあわせて、この際ですので確認をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） ただいまのご質問でございますが、この12路線の内容につきましては、開発がすべてということではございませんで、新設改良が1路線、それから位置指定が2路線と、それで残りが開発による寄附を受けた道路ということでございます。

それから、次に、寄附を受けるときの基準でございますけれども、これにつきましては、一定開発に伴うものにおきましては、開発指導要項に基づいて開発計画の段階で指導要項に基づく道路ということで設計をしていただいて、最終的にはその開発の検査です、検査をした上で寄附を受けていっていると、こういう状況でございます。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 確かに新しい開発であれば、道路の幅員などもかなり広くとられておりますし、最初にそういう指導があって一定の幅の道路ということで、そして完成したら、もう全部施工して、はい、町へどうぞみたいな形になっているということでは、最近の中では、今、部長が説明されたとおりでというふうには思っているんですけども、斑鳩町は、悲しいかな、非常に、以前ミニ開発というようなこともありましたので、道といっても、まだまだ色んな道が町内にはあると思うんですけども、そんな中でこういうふうに整備をされていく方向というのはあってもいいのかなあというふうにも思っておりますけれども、ただやはり一定の何か基準であったり、そしてまたそれらの一定の過去の開発について、その一定の基準を持っている、そしてその基準に

見合った道であるということの中で、やっぱりきちっとした整理の上で町民皆さんにも明らかにしていけるものであってほしいなというふうに私は常々思っておりましたので、これらにつきましては、今後も、まだまだ整理のついていない道もあるかとは思いますが、常にそういう点につきましても意識を持っていただきまして、一定の基準を持って速やかに整理が出来るものについては整理をしていただけたらというふうに思っておりますので、総括質疑にあわせて意見とさせていただきます。

○議長（中西和夫君） ほか、ございませんか。これをもって認定第1号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています認定第1号は、建設水道常任委員会に付託いたします。

次に、日程26、同意第1号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その1）、日程27、同意第2号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その2）、日程28、同意第3号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その3）、日程29、同意第4号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その4）、日程30、同意第5号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その5）、日程31、同意第6号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その6）、日程32、同意第7号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その7）、以上7議案についてお諮りいたします。

同意第1号から同意第7号までの7議案については、会議規則第37条の規定により一括議題とし、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。ただいま議題となっています同意第1号から同意第7号までの7議案については一括議題とし、委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。清水総務部長。

○総務部長（清水建也君） それでは、説明をさせていただきます。

今回の斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その1）から（その7）までにつきましては、現在の委員さんでございます中面達也氏、向平美氏、今井温子氏、岡田義治氏、吉川裕子氏、中江旭博氏及び秦嘉廣氏の全員の任期が平

成23年3月31日をもって満了いたしますことから、委員7人全員の選任について同意を求めるものでございます。

そのうち、中面達也氏、向平美氏、岡田義治氏並びに吉川裕子氏におかれましては引き続き選任することについて、今井温子氏の後任といたしまして新たに法隆寺西1丁目にお住まいの吉田尚子氏を、また公募による委員といたしましては、高安1丁目にお住まいの松本了洋氏、そして龍田北6丁目にお住まいの吉田建四郎氏のお2人を新たに選任することについて議会の同意を求めるものであります。

今回の公募委員の選任に当たりましては、去る1月に定数でございます2人について公募をいたしましたところ、ちょうどお2人の応募がございまして、そのお2人について選任の同意をお願いするものでございます。

それでは、(その1)から順次説明をさせていただきます。まず、議案書を朗読させていただきます。

同意第1号

斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について

同意を求めることについて(その1)

標記について、下記の者を斑鳩町政治倫理審査会委員に選任したいので、斑鳩町政治倫理条例第5条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

平成23年2月25日提出

斑鳩町長 小城利重

記

住 所 斑鳩町服部2丁目18番7号

氏 名 中面達也

生年月日 昭和40年2月22日

なお、同氏の経歴につきましては、次のページに略歴として添付をしております。朗読は省略をさせていただきます。

次に、同意第2号でございます。議案書を朗読させていただきます。

同意第2号

斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について

同意を求めることについて(その2)

標記について、下記の者を斑鳩町政治倫理審査会委員に選任したいので、斑鳩町政治

倫理条例第5条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

平成23年2月25日提出

斑鳩町長 小城利重

記

住 所 斑鳩町小吉田2丁目16番19号

氏 名 向平 羨

生年月日 昭和13年1月31日

なお、同氏の経歴につきましても、次のページに略歴として添付しておりますが、朗読につきましても省略をさせていただきます。

続きまして、同意第3号でございます。議案書を朗読させていただきます。

同意第3号

斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について

同意を求めることについて（その3）

標記について、下記の者を斑鳩町政治倫理審査会委員に選任したいので、斑鳩町政治倫理条例第5条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

平成23年2月25日提出

斑鳩町長 小城利重

記

住 所 斑鳩町法隆寺北2丁目1番14号

氏 名 岡田義治

生年月日 昭和17年2月5日

なお、同氏の経歴につきましても、次のページに略歴として掲載してございますが、朗読につきましても省略をさせていただきます。

次に、同意第4号でございます。議案書を朗読させていただきます。

同意第4号

斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について

同意を求めることについて（その4）

標記について、下記の者を斑鳩町政治倫理審査会委員に選任したいので、斑鳩町政治倫理条例第5条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

平成23年2月25日提出

斑鳩町長 小城利重

記

住 所 斑鳩町服部1丁目7番26号

氏 名 吉川裕子

生年月日 昭和16年12月8日

なお、同氏の経歴につきましても、次のページに略歴として掲載してございますが、朗読については省略をさせていただきます。

次に、同意第5号でございます。議案書を朗読させていただきます。

同意第5号

斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について

同意を求めることについて（その5）

標記について、下記の者を斑鳩町政治倫理審査会委員に選任したいので、斑鳩町政治倫理条例第5条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

平成23年2月25日提出

斑鳩町長 小城利重

記

住 所 斑鳩町法隆寺西1丁目7番41号

氏 名 吉田尚子

生年月日 昭和41年3月7日

堯田尚子氏におかれましては、先ほど申し上げましたように、前委員の今井温子氏の後任として新たに選任の同意をお願いするものでありまして、同氏の経歴につきましても、次のページに略歴として添付をしております。朗読につきましても省略をさせていただきますが、ここに記載しておりますように、同氏におかれましては、長年にわたり子どもの教育に携わってこられてまして、平成16年にはご自宅において、不登校となった子ども、あるいはその家族に対するケア活動を開始をされております。また、平成19年からは、その活動を発展させNPO法人を立ち上げられているということでございます。

次に、同意第6号でございます。議案書を朗読させていただきます。

同意第6号

斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について

同意を求めることについて（その6）

標記について、下記の者を斑鳩町政治倫理審査会委員に選任したいので、斑鳩町政治倫理条例第5条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

平成23年2月25日提出

斑鳩町長 小城利重

記

住 所 斑鳩町高安1丁目6番43号

氏 名 松本了洋

生年月日 昭和18年11月20日

同氏の経歴につきましては、次のページに略歴として掲載してございますが、朗読につきましては省略をさせていただきます。松本氏につきましては、公募による委員でございます。

続きまして、同意第7号についてであります。議案書を朗読させていただきます。

同意第7号

斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について

同意を求めることについて（その7）

標記について、下記の者を斑鳩町政治倫理審査会委員に選任したいので、斑鳩町政治倫理条例第5条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

平成23年2月25日提出

斑鳩町長 小城利重

記

住 所 斑鳩町龍田北6丁目1番5号

氏 名 吉田建四郎

生年月日 昭和20年2月21日

同氏の経歴につきましても、次のページに略歴として添付しておりますが、朗読については省略をさせていただきます。吉田氏につきましても、公募による委員でございます。

以上をもちまして説明とさせていただきますが、同意第1号から同意第7号まですべて満場一致でご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（中西和夫君） お諮りいたします。同意第1号から同意第7号までの7議案につ

いては、質疑討論を省略し、一括して原案に同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よって同意第1号から同意第7号までの7議案については、満場一致で同意いたされました。

続いて、日程33、報告第2号 平成23年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よって報告第2号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の報告を求めます。清水総務部長。

○総務部長(清水建也君) それでは、報告第2号 平成23年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告について説明をさせていただきます。

まず、議案書を朗読いたします。

報告第2号

平成23年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告について

標記について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

平成23年2月25日提出

斑鳩町長 小城利重

それでは、まず1ページをご覧くださいと思います。平成23年度の事業計画についてでございます。

(1)の芸術・歴史文化事業の企画及び運営に関する事業につきましては、①の住民参加型事業が前年度からは1事業減の6事業で、事業費408万円となっております。この減となりました1事業は、前年度ありましたプロムナードコンサート事業でございます。このプロムナードコンサートにつきましては、ジュニア文化講座の中の金管バンド講座の受講生がその1年間の練習成果を発表する場として開催をしておりますが、その開催の趣旨から、23年度では、育成型事業の金管バンド講座事業で開催をすることから、この住民型事業では減となるということでございます。

②の芸術文化鑑賞型事業は、前年度から3事業減の8事業で、事業費でも881万円減の630万円となっております。これは、前年度には、堺市にあります羽衣国際大学から共催の申し出があったことから上げておりました新企画「マクベス」の事業予算が330万円、そして演歌歌手の原田悠里コンサートの事業予算が500万円、この2つの事業が前年度にはあったということによるものでございます。

次の③の育成型事業は、前年度と同数の3事業で、事業費328万円となっております。

以上の自主公演事業の合計では、17事業で事業費は1,366万円となっております。これらの事業の概要につきましては、次の2ページから4ページの上段にかけて、事業名、開催日、回数、事業趣旨、事業費、収入見込額を記載しておりますので、後ほどにでもご参照をいただければと思います。

次に、(2)の芸術・歴史文化活動の普及、振興、支援事業につきましては、①の文化活動支援事業として2つの事業で、事業費50万円となっております。これは、前年度では受託事業という名称で上げておりましたNHK奈良放送局との共催事業でありまして、内容につきましては、4ページの下段に記載しておりますとおりでございます。

次に、(3)の芸術・歴史文化情報の収集及び提供につきましては、①の文化情報収集、提供事業として、事業費100万円となっております。これは、前年度は、この上の(2)の芸術、歴史文化活動の普及、振興、支援事業の中に友の会運営費として上げておりました事業、それとこの(3)の芸術・歴史文化情報の収集及び提供の中でホール機関誌の刊行として上げておりました事業を合わせた事業となっております。そうしたことから、23年度におきますここに記載しております①の文化情報収集、提供事業といたしましては、年1回のホール機関誌の発行、または毎月のアラカルト発行に要する経費、そしてかかるがホール友の会会員に要する経費となっております。

これら記載内容の変更の理由でございますが、ご存じのように、現行の公益法人制度が抜本的に改正されまして関係法令が平成20年12月に施行されたことに伴いまして、現在、財団法人であります斑鳩町文化振興財団も、平成25年12月1日という新法令に定めております移行期日までに公益法人としてなるべくただいまその準備に取り組まれているところでございます。その準備の一環といたしまして、事業計画の一部、あるいは収支予算科目の名称等につきましても部分的に変更をしているというものでございますので、その点ご理解を賜りますようお願いいたします。

次に、（４）のその他、この法人の目的を達成するために必要な事業につきましては、1のホール管理貸与事業として1億856万2,000円。うち、指定管理料収入が8,548万6,000円。うち、使用料収入が2,307万6,000円となっております。これらの前年度比較につきましては、後ほど収支予算書の中で説明をさせていただきます。

次の2の図書館管理事業では、事業費が1,429万8,000円となっております。これは、ホール施設全体に係る管理費のうち、光熱水費、重油代、清掃を含むホール総合管理委託料、あるいは夜間警備委託料、浄化槽保守点検委託料を、文化ホール部門と図書館部門の比率をその占有面積で按分をしております、ホール部分につきましては78%、図書館部分はそれら経費の22%としております。

以上が、平成23年度の事業計画であります。

続きまして、平成23年度の収支予算でございます。恐れ入ります、5ページをお開きください。5ページを見ていただきながら説明をさせていただきます。

まず、一番上段でございます・の事業活動収支の部であります。その下の1の事業活動収入の①の基本財産運用収入は、財団の基本財産でございます1億円の運用益、すなわち金融機関への預け入れの利息でありまして、予算額が5万円と前年度より15万円の減額となっております。これは、市場金利の下落及びペイオフ対策のために、各金融機関ごとに預け入れる金額をすべて1,000万円以下としたことによる影響でございます。

②の事業収入は、先ほど説明をさせていただきました自主公演事業17事業のチケット販売収入であります。予算額は、1,165万6,000円と前年度より776万6,000円の減額となっております。これは、先ほど説明をいたしました2つの大型事業の減によるものでございます。

③の受託事業収入では、次の6ページを見ていただきたいと思いますが、その上から7行目から記載している内訳にございますように、図書館の管理事業費の受け入れ、あるいは斑鳩町からの指定管理収入、ホールの通常の貸し館事業による収入、あるいは財団の自主公演事業に係るホール使用料としての事業使用料収入及び斑鳩町から委託された事業費用の受け入れでございます。

このうち、財団の自主公演事業に係るホール使用料といたしまして、事業使用料収入751万6,000円と記載してございますが、この収入につきましては、前年度予算

には計上はしておりませんでした。ただ、23年度から計上することといたしましたのは、自主事業におけます収支状況を分析することにおきましてホール使用料を加えることは適当との判断から、収入と支出にそれぞれ同額を計上したものでございまして、支出の部におきまして、6ページの下から4行目を見ていただきますと、事業使用料支出として同額の751万6,000円を計上しております。このことと、斑鳩町からの指定管理料が、人件費及び修繕費等の増によりましてここでは183万5,000円の増となったことから、③の受託事業収入の予算額は、1億3,087万6,000円と前年度より929万3,000円の増となっております。

次に、5ページに戻っていただきまして、④の補助金等収入では、予算額が1,379万9,000円と前年度より71万4,000円の減となっております。これは、自主公演事業におけます予算上の赤字額につきまして、前年度より約100万円が減額となったことによるものでございます。

次に、⑤の入会金及び会費収入では、前年度より10万円増の100万円の予算を計上しております。内訳につきましては、めくっていただきまして10ページの下から2つ目の欄でございますが、ここに詳細について書いてございますので、また後ほどご覧いただきたいと思っております。

次に、また5ページに戻っていただきます、申しわけございません。次に、5ページの⑥の雑収入でございます。雑収入では、予算額30万円を計上しております。これは、ホール内の4台の自動販売機及び公衆電話の設置料、あるいはコピー代等でございます。前年度より3万6,000円減となっておりますのは、主に自動販売機の売り上げ減少による手数料収入の減少によるものでございます。

次に、2の事業活動支出についてであります。この事業活動支出につきましては、先ほども若干ふれました公益法人への移行準備に伴いまして、新しい公益法人会計基準を一部採用していることから、昨年度まで記載しておりました2、事業活動支出におけます・事業費支出における細目表示がなくなりまして、大きく①事業費支出と②管理費支出との2つの科目に変更されております。内容といたしましては、②の管理費支出には、財団の業務管理、庶務的経費に係る費用を計上しておりまして、その他事業の経費につきましては、①事業費支出に計上されているところでございます。

まず、①の事業費支出でございますが、予算額が1億4,553万6,000円と前年度より59万6,000円の増となっております。なお、この①の事業費支出及び②

の管理費支出の内訳につきましては、平成23年度予算に関する説明書、この後ろの方についてるんですけども、11ページから13ページにかけて記載しておりますので、申しわけございません、そちらの方で説明をさせていただきますので、11ページからご覧いただきたいと思います。

まず、一番上の自主公演事業費支出でございます。これは、前年度では自主事業費支出と称していた科目でございまして、平成23年度の予算額は2,117万6,000円で、前年度より128万1,000円の減となっております。事業計画のところで説明をいたしましたように、23年度につきましては、2つの大型事業の予算額、計830万円が減少をいたしましたことから、その分減少することになるわけですが、先ほどもふれましたように、23年度には財団の自主公演事業に係るホール使用料751万6,000円を収入と支出の相互に記載することとしたことから、128万1,000円の減におさまっているということでございます。

また、この自主公演事業費支出の下から2行目でございます、負担金及び交付金支出とありまして、予算額が43万円とあります。この説明の欄には、共催事業負担金と記載しておりますが、この43万円につきましては、芸術文化鑑賞型事業で実施をいたします映画「武士の家計簿」の上映に係る財団の負担金であります。なお、前年度につきましては、この負担金及び交付金支出に劇団いかるが助成金5万円を計上しておったわけですが、23年度につきましては、その5万円につきましては、一番上にございます報償費支出の128万円に含めてございます。

次に、中段の文化活動支援事業費支出であります。これは、前年度では受託事業支出と称していた科目でございます。斑鳩町から委託を受けた事業の開催費用であります。前年度と同額の50万円を計上しております。

次に、その下の文化情報収集提供事業費支出であります。前年は、これも名前が違ってございまして、友の会運営費支出と称していた科目でございます。いかるがホール友の会会員への案内送付、あるいはプレゼント等の友の会運営費に、その費用に、先ほども説明をいたしましたように、機関誌等の発行経費を合わせまして計上し、予算額を100万円としております。

次に、12ページでございます。一番上のホール管理・貸与事業費支出であります。前年度には、ホール管理運営費支出と称していた科目でございます。予算は、1億856万2,000円であり、前年度比較では185万8,000円の増額となっております。

す。増額の主な要因といたしましては、修繕料、光熱水費及び人件費の増によるものでございます。

この中の主な経費といたしましては、ホールのメンテナンス業務委託料などの委託料支出4,390万5,000円や光熱水費等の需用費支出2,837万2,000円となっております。

次に、12ページの一番下でございますが、図書館管理事業費支出であります。前年度につきましては、図書館管理費支出と称していた科目でございます。予算額1,429万8,000円で、前年度とほぼ同額となっております。これは、ホール全体の光熱水費、重油代、ホール総合管理委託料、夜間警備委託料、浄化槽保守点検委託料につきまして、収入のところでも申し上げましたが、面積の比率によりまして、ホール部分78%、図書館部分22%で按分をした額となっております。

次に、1枚めくっていただきまして13ページでございます。②の管理費支出の管理費支出であります。前年度は、総務管理費支出と称していた科目でございます。予算額は1,209万5,000円で、前年度より13万1,000円の増額となっております。主にこの増額の理由といたしましては、人件費の増によるものでございます。この中の主な経費といたしましては、財団の業務管理、庶務的経費に係る費用でございます。

それでは、恐れ入ります、また5ページに戻っていただきたいと思っております。最後でございますけれども、このページの一番下でございますIVの予備費支出でございます。予算額は5万円でございます、前年度と同額を計上をしております。

なお、本報告議案につきましては、去る2月17日に開催をされました財団理事会におきまして承認を得て提出されたものであることをあわせて報告をさせていただきます。

以上をもちまして平成23年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告についての説明とさせていただきます。よろしくご了承を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中西和夫君） 報告が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。

3番、中川議員。

○3番（中川靖広君） 住民参加型事業6事業のうちで、事業費が、一番少ないもので32万円、多いもので120万円ですねけど、この事業費というのは、具体的にどういうものが入っているのか、お尋ねしておきたいと思っております。

○議長（中西和夫君） 清水総務部長。

○総務部長（清水建也君） 今のご質問につきましては、ページ2に書いてございます住

民参加型事業の費用の内訳等々の主なものでございますけども、例えばいかるが吹奏楽のフェスティバルの32万円につきましては、そうした、もともとここに書いておりますように、地元で活動されている吹奏楽の皆さん、あるいはジュニア金管バンドの発表の場を提供しているわけございまして、その出演料等々については入ってきませんので、どうしてもそうした低廉な価格で、価格といいますか、出演料のない分安くあがるといったことございまして、ちょっと言葉に語弊があるかわかりませんが、そういったことございまして。

あと、劇団いかるがの公演等につきましては、どうしてもその舞台の設定、出演料は無償といたしましても、新たにそういう舞台設定、小道具等が必要になってきたり、その演劇をするために色んな衣装等々が必要になってきたり、そういったこともございまして、その部分についても費用に含めて、指定管理の全くの自分の持ち出しということにはならないので、そういったことでその費用の部分を見ているといった状況であるということございまして。

○議長（中西和夫君） 3番、中川議員。

○3番（中川靖広君） 初めの吹奏楽の演奏は、中学生とか地元の皆さん方でということばボランティア、出演料というんですか、が入っていないからというような部長の答弁でしてんけど、結局劇団いかるがも出演料はないということですねんね。結局、そやから、この費用の差は、備品というんか、その当日の備品の費用の差だということ、大雑把に言えばそれだけのことで理解しといたらいいのかな。

○議長（中西和夫君） 清水総務部長。

○総務部長（清水建也君） 私の説明の仕方にちょっと誤解が生じる面があると思いますけれども、基本的には、皆さん無償で、自分で参加してやっていただく事業でございまして無償でございまして、今、質問者おっしゃったとおり、そうした舞台設定等にかかる費用の差というふうに考えていただければと思います。

○議長（中西和夫君） ほか、ございませんか。7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） ちょっと教えていただきたいんです。10ページの雑収入なんですけれども、これに関して、先ほどの説明では、売り上げの減による3万6,000円の減やということなんですけれども、この説明書きの中では、自動販売機、公衆電話、これは売り上げに関係なしに収入が入ってきているということなんですけど、その他のところで、これが3万6,000円減になっているということなんですか。それは、売り

上げの減というのはどういうことなんですかね。そこら辺ちょっと説明をお願いします。

○議長（中西和夫君） 清水総務部長。

○総務部長（清水建也君） 10ページが一番下から3行目、自動販売機販売手数料1万5,000円×12カ月＝18万円と書いてございます。この自動販売機の販売手数料につきましては、売り上げの18%という形でホールが契約しているものでございまして、その実績が、前年度予算では21万6,000円上げておったんですけども、今年については実績を見る中で18万円になったと、その金額の差が3万6,000円ありますよということでございます。

○議長（中西和夫君） 7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） そしたら、事務所というんですか、財団法人の職員の方がその売り上げ等を計算、計算というんですが、お金の管理はしてはったわけなんですかね。

○議長（中西和夫君） 清水総務部長。

○総務部長（清水建也君） 詳しいことについては私も存じあげませんが、業者さんがその売り上げ等について、売り上げが今月こんだけありましたんでこんだけ払わしていただきますといった報告をいただきながら査収してるというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） わかりました。自主申告によって設置代を徴収しておられるということなんですけど、基本的に普通考えたら、売り上げは関係ない、1台何ぼと、そういうふうな設置の仕方も考えられるのではないかと思いますんで、そのことをちょっと申しておきます。

それと、12ページの委託料支出、ピアノ保守点検業務等、これは、ピアノの保守点検というのは、どういうことなんですかね。

○議長（中西和夫君） 清水総務部長。

○総務部長（清水建也君） 定期的に調律等々、それとまた演奏会の前に調律等を行っていく必要があると、そういう点検委託料でございます。

○議長（中西和夫君） 7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） 私どもも何かの事業でピアノを借りたときには、その使用する方が調律等の費用を支払っておられるように聞いておりますけれども、これは結局、収入のそこにはそれが入ってきて、支出のところで財団がまとめてその方に支払う、それが支出のそこに出てるんですかね。

○議長（中西和夫君） 清水総務部長。

○総務部長（清水建也君） 当然、ピアノ使用料の中にそういった調律の使用料、財団が定期的にやっている調律の使用料も含まれているということでおっしゃっているようには理解しておりますけども、収入の方でも、そうした支出の方と入の方でこちらで入ってくるといったことをご理解を賜りたいと思います。

○議長（中西和夫君） 7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） 今の説明は、私聞いているのとちょっと違います。使用料は使用料でお支払いになっている。ただし、調律が要る場合には、調律料として別に支払っておられると、そういうふうなことになっておりますので、そこら辺また調べて、後日も結構ですよってに、報告していただきたいと思っておりますけども。

○議長（中西和夫君） ほか、ございませんか。これをもって質疑を終結いたします。

報告第2号 平成23年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告についてを終わります。

続いて、日程34、報告第3号 平成23年度斑鳩町土地開発公社事業計画の報告についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって報告第3号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の報告を求めます。西川企画財政課長。

○企画財政課長（西川 肇君） それでは、報告第3号 平成23年度斑鳩町土地開発公社事業計画の報告につきましてご説明申し上げます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

報告第3号

平成23年度斑鳩町土地開発公社事業計画の報告について

標記について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

平成23年2月25日提出

斑鳩町長 小城利重

それでは、事業計画説明書に基づきましてご説明を申し上げます。恐れ入りますが、

平成23年度斑鳩町土地開発公社予算書の10ページから11ページをお開きいただきたいと思います。平成23年度事業計画説明書をもってご説明をさせていただきます。

昨年の10月25日付で公社保有地をすべて町及び町開発基金に対しまして処分いたしまして公社保有地がなくなったこともあり、事業計画は、現在のところ、平成23年度から平成25年度までの間において、取得、処分共にございません。

それでは、2ページをお開きください。第1表、収益的収入及び支出予算でございます。初めに、収入では、事業外収益の受取利息で、定期預金利息6,000円を計上いたしまして、収益的収入の合計も6,000円となっております。また、支出では、販売費及び一般管理費の一般管理費で監事報酬8万円を計上いたしまして、収益的支出の合計も8万円となっております。

次の3ページでございます。第2表、資本的収入及び支出予算についてであります。これにつきましては、取得、処分の事業計画がなく、また保有地もないことから、収入、支出ともゼロ円となっております。

4ページ以降につきましては、資金計画書、借入金明細書、予定損益計算書等をお示ししておりますので、後ほどご参照いただければと思います。

なお、今後の土地開発公社につきましては、重要施策に柔軟に対応出来ますよう当面存続はさせますものの、その状況により廃止の時期を検討してまいりたいと考えてございます。

それでは、1ページにお戻りくださいませ。朗読をもちましてご説明とさせていただきます。

平成23年度斑鳩町土地開発公社予算

(総則)

第1条 平成23年度斑鳩町土地開発公社の予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり定める。

収益的収入	6,000円
収益的支出	8万円

2 収益的収入及び支出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 収益的収入及び支出予算」による。

(資本的収入及び支出)

第3条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり定める。

資本的収入 0円

資本的支出 0円

2 資本的収入及び支出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第2表 資本的収入及び支出予算」による。

平成23年2月8日

斑鳩町土地開発公社

理事長 小城利重

以上、報告第3号 平成23年度斑鳩町土地開発公社事業計画の報告につきましてのご説明とさせていただきます。

なお、この報告案件につきましては、去る2月8日、斑鳩町土地開発公社理事会におきまして承認されておりますことを申し添えます。何とぞよろしくご了承賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中西和夫君） 報告が終わりました。本案について質疑をお受けいたします。5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） すいません、支出の方で、監事の報酬8万円出てますねけど、この方は一体何をしてくれてはりまんねやろ。すいませんが、お願いします。

○議長（中西和夫君） 西川企画財政課長。

○企画財政課長（西川 肇君） 今、ご質問いただきました監事の報酬でございますが、理事会等、予算では3回年間予定しております。事業計画の、また決算、また変更のときということで、理事会を年3回予定しております。また、監査といたしまして年2回、定例の監査、また決算時の監査と2回を予定しております、それぞれ書類等の帳簿、また通帳等の監査を行っていただいているところでございます。

○議長（中西和夫君） ほか、ございませんか。これをもって質疑を終結いたします。

報告第3号 平成23年度斑鳩町土地開発公社事業計画の報告についてを終わります。

続いて、日程35、報告第4号 斑鳩町国民保護計画変更の報告についてを議題いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって報告第4号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の報告を求めます。清水総務部長。

○総務部長（清水建也君） それでは、報告第4号 斑鳩町国民保護計画変更の報告について説明をさせていただきます。

まず、議案書を朗読いたします。

報告第4号

斑鳩町国民保護計画変更の報告について

標記について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条第8項において準用する同条第6項の規定により、別紙のとおり報告します。

平成23年2月25日提出

斑鳩町長 小城利重

斑鳩町国民保護計画につきましては、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条の規定によりまして、平成19年第1回定例会において報告をさせていただいたところでございます。

この計画の内容につきましては、議員皆様方も既にご承知のとおり、武力攻撃事態、あるいは武力攻撃により生じる人的、物的災害から住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみまして、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、町の責務を明らかにし、国民の保護に関する計画の趣旨や構成等について規定をしているところでございます。

それでは、この今回の斑鳩町国民保護計画の内容につきまして、議案の最後のページに添付しております要旨を見ていただきながらまずは説明をさせていただきます。

今回の斑鳩町国民保護計画の変更につきましては、国民の保護に関する基本方針の変更に伴いまして、関係機関相互の連携体制の強化という観点から、海上保安庁が追加記載をされたこと、また安否情報システムの本格運用による安否情報の収集・提供の方法などが変更されたことによりまして、本計画に所要の変更を行うこととし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条第8項において準用する同条第5項の規定により既に奈良県知事との協議が完了いたしましたので、同法第35条第8項において準用する同条第6項の規定によりましてこの議会に報告をするものでございます。

恐れ入ります、2ページに戻っていただきまして新旧対照表をご覧いただきたいと思
います。議案書の次のページでございます。この新旧対照表は、左側が変更前、右側が
変更後となっております。

まず、第3編、武力攻撃事態等への対処、第2章、町対策本部設置等の1の町対策本
部の設置のうち、(6)として現地調整所の設置におきまして、現場における関係機関
といたしまして、海上保安庁を追加しております。

また、現地調整所の組織編成例といたしましては、さっき見ていただきました要旨の
前のページ、ちょっと見ていただきたいんですけども、図示してございますけど、別紙
1がございます。この別紙1のとおりでございますが、上段が変更前、下段が変更後と
なっております。この右側に記載しております図の中におきまして、情報の共有、活動
内容の調整を行います現地調整所の組織編成の中身に海上保安庁を追加しております。
これは、先ほども要旨で申し上げましたが、関係機関双方の連携対策の強化により追加
記載されたことによるものでございます。

恐れ入ります、また新旧対照表の最初のページに戻っていただきたいと思いま
す。次に、その下にございます第3章、関係機関との相互連携のうちの1の国・県の対策本部
との連携のうち、(2)国・県の現地対策本部との連携におきまして、国・県の現地対
策本部との連携については国が主導していくということを明確化するために、右側の変
更後の下から3行目ぐらいに書いてございますけども、武力攻撃事態等合同対策協議会
を開催することとされたことによる変更でございます。

次に、新旧対照表を1枚めくっていただきまして2ページ目でございます第6章、安
否情報の収集・提供では、安否情報の収集・提供を行う安否情報システムの本格運用に
よる変更でございます。安否情報システムを適切に運用する旨の規定を加えておりま
す。また、2の県に対する報告では、この安否情報システムを利用して県に報告をする
こととしております。

最後に、次のページ、第5編でございます。緊急対処事態への対処の1、緊急対処事
態では、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等々と類似の事態が想定
されることから、武力攻撃事態等及び国民保護措置に関して定めた事項を緊急対処事態
及び緊急対処保護措置に準用する際の読みかえ規定を加えております。

以上をもちまして、斑鳩町国民保護計画変更についての報告とさせていただきます。
よろしくご了承を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中西和夫君） 報告が終わりました。本案について質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって質疑を終結いたします。

報告第4号 斑鳩町国民保護計画変更の報告についてを終わります。

続いて、日程36、陳情第1号 奈良社会保険病院の公的存続法案の早期成立を求める意見書提出のお願いについてを議題といたします。

ただいま議題となっています陳情第1号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて、日程37、陳情第2号 医師、看護師、介護職員の夜勤交替制労働者の労働条件の改善で、安全・安心の医療介護を求める要望書についてを議題といたします。

ただいま議題となっています陳情第2号は、厚生常任委員会に付託いたします。

以上をもちまして本日の議事日程はすべて終了いたしました。

明26日から3月1日までは休会、2日は午前9時から一般質問を予定しておりますので、定刻にご参集をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

（午後3時08分 散会）